

# 各論 II 風水害等対策計画

## 第1部 総則

### 第1章 計画の方針

#### 第1節 計画の目的

藤沢市地域防災計画・各論II風水害等対策計画は、本市に係る風水害等の災害に関し、市の処理すべき事務を中心として、防災関係機関を含めた総合的かつ体系的な対策として定めたものであり、この計画を有効かつ適切に活用することによって、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するとともに、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期すことを目的とする。

#### 第2節 計画の構成と位置づけ

##### 1 計画の構成

本計画は、第1部「総則」、第2部「災害予防対策計画」、第3部「災害時応急活動事前対策計画」、第4部「災害時の応急活動計画」、第5部「災害復旧・復興対策計画」の5部構成とする。ただし、災害復旧・復興対策計画及び被災地支援対策は、各論I 地震災害対策計画に準拠する。

資料編については、風水害対策を進めていく上で必要な各種マニュアルやデータ、参考文献を一元的に管理し、常に最新情報に更新する。

##### 2 計画の位置づけ

本計画は、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画並びに関係法令との整合を図るとともに、時系列的な視点を取り入れ、本市や関係機関が行う風水害対策及び諸活動を実施する際の、基本となる計画である。

この計画に基づく諸活動を行うにあたり、必要と認められる詳細な事項については、防災関係機関において定めるものとする。

#### 第3節 計画への新たな視点

##### 1 背景

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、豪雨や台風の強度増大、海面水位の上昇などが予

測され、超大型台風による被害、局地的大雨による被害、集中豪雨の頻発による土砂災害、竜巻被害などが全国各地で発生しており、こうした風水害へのさらなる対応が求められている。

こうした風水害の状況を踏まえ、平成24年6月に災害対策基本法、平成25年7月に水防法が、また、平成27年1月に土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正されている。本市では、総合治水対策を進めているが、内水排除対策など、課題がある。さらに、平成26年10月の台風18号による浸水被害は、市域全域の河川沿いに発生しており、境川、引地川の二つの河川に加え、市が管理する準用河川対策など、新たな対策が求められている。

このようなことを踏まえ、今後も高まる風水害のリスクに適切に対処するため、風水害等対策計画に毎年見直しを加え、引き続き地域の実情に即した実践的で、実効性の高い計画とする必要がある。

## 2 風水害等対策の新たな視点

風水害対策計画は、近年、全国各地で起きている超大型台風による洪水被害や局地的大雨による被害などの実態を踏まえ、市民等の生命を守ること、市民等の生活・社会活動の安定のため、さらなる減災に向け、総合的な取組を進めることが重要である。

また、大規模水害に関しては、発生前からいつ、だれが、どのように、何をするかを明確にしておくとともに、それぞれの主体がどのような対応をとるかを把握しておくことが必要となることから、平常時からタイムライン（防災行動計画）を活用することが重要となる。そのため、防災対策の新たな視点として、関係機関等と時間軸に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画の策定と、災害時における実践が求められる。

また、感染症対策を踏まえ、指定緊急避難場所の密集を防ぐため、在宅避難や縁故避難等の分散避難の検討も市民に周知するとともに、避難スペースの拡充が課題となった。従来の指定緊急避難場所の避難スペースの拡充や新たな指定緊急避難場所の確保、市民の家の臨時の避難所としての利用や民間宿泊所の避難所として災害時に借り上げる協定の締結を行った。さらに、避難スペース内の感染防止策として間仕切りや段ボールベッドなどの備蓄や協定の締結を行った。

## 3 近年の局地的大雨及びその対策から得られる教訓

近年、局地的かつ50mm/hを超えるような雨が多く発生している。こうした豪雨により、

- ・避難の時期が適切でなかったために被災
- ・避難方法が適切でなかったために被災
- ・避難する場所や避難経路が適切でなかったために被災

などの問題が発生しており、災害時の避難のあり方については議論が行われているところである。

豪雨災害による人的被害を軽減するために最も重要なことは、「早期避難」である。

避難に関する情報や判断が遅くなり、既に河川が氾濫し始めている場合などに、無理に避難

先へ移動することは危険が伴う。また、人口が集中した都市部に広範囲に避難が呼びかけられた場合、指定避難所や避難経路での混乱なども懸念されている。

住民が避難を判断する際には、市町村長等の避難指示等の発令を参考するという意見が6割を占めており、住民は市町村による適切な避難指示の発令に期待している。しかし、局地的大雨は観測や予測が非常に困難であり、避難指示等の発令が難しい。また、短期集中であるため、避難指示等が出されてから避難するのでは遅く、避難中に被害に巻き込まれる可能性が高くなる。

浸水被害の観測や危険度予測の情報を住民が適切に把握し理解した上で、いかに素早く適切な安全確保行動をとるかが問題になる。これについては、判断根拠となる情報を確実に提供するための情報伝達体制を強化するとともに、今後の防災教育の推進が必要である。

また、災害の発生に対して住民等の安全を確保するためには、早期の避難を心がけるのが前提であるが、緊急時・切迫時の次善の策として、自宅等の建物の上階への移動やその場に留まるような行動も有効であるという考え方も出されている。こうした防災に関する知識を、広く住民に普及していくことが大切である。

## 第2章 被害想定

### 第1節 被害予測

本市では、境川・柏尾川、引地川・蓼川、目久尻川、小出川、小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップを作成している。

ハザードマップに示した洪水浸水想定区域は、神奈川県（平成30年）、藤沢市（令和2年）により公表されたもので、洪水の規模は次のような大雨を想定している。

表 1-1 洪水の規模

河川	洪水の規模
境川・柏尾川・滝川・白旗川	想定し得る最大規模の降雨(流域 24 時間総雨量 632mm)
引地川・蓼川・小糸川・不動川・一色川	想定し得る最大規模の降雨(流域 24 時間総雨量 412mm)
目久尻川	想定し得る最大規模の降雨(流域 24 時間総雨量 398mm)
小出川	想定し得る最大規模の降雨(流域 24 時間総雨量 354mm)

ハザードマップに示した区域以外にも、雨の降り方や土地利用の変化などにより浸水することがある。

近年の局地的大雨や台風の強度増大は、地球の温暖化の影響によるといわれており、集中豪雨などの予測は非常に難しい。

また、平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の対象となる降雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められ、平成28年に国土交通省、平成29年に神奈川県が発表した相模川の洪水浸水想定区域に本市の一部が指定されている。

表 1-2 洪水の想定最大規模

河川	洪水の想定最大規模
相模川	流域 48 時間総雨量 567mm

平成27年の水防法改正により、高潮に対する避難体制の充実・強化のため、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定・公表する制度が創設された。この水防法の規定に基づき、令和3年5月28日に相模灘沿岸における高潮浸水想定区域が指定・公表され、同年8月31日に高潮浸水想定区域の一部が修正された。

高潮浸水想定区域の基本的な設定条件は次のとおり。

- ・我が国既往最大規模等の台風（室戸台風の中心気圧と相模灘周辺において被害が発生した台風を参考にした移動速度、伊勢湾台風の暴風半径）を想定
- ・相模灘に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定
- ・高潮と同時に河川での洪水を考慮
- ・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

表 1-3 高潮の被害想定概要

最大浸水深 (m)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	最高潮位 (T. P. +m)
3.0	2.0	3.3

## 第2部 災害予防対策計画(災害に強いまちづくり)

---

災害時に、被害を未然に防止、軽減するという減災の考え方をさらに推進するために、市及び関係機関が、施設整備や公共事業等を実施するにあたり、都市の安全性の向上を図る予防対策を定める。

章	節	実施担当
第1章 計画的な土地利用と市街地整備の推進	—	本部事務局・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部
第2章 総合治水対策	—	本部事務局・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部
第3章 河川改修計画	—	道路河川部指揮本部
第4章 公共下水道整備計画	—	下水道部指揮本部
第5章 高潮災害予防計画	—	道路河川部指揮本部
第6章 崖崩れ災害等予防対策の推進	—	計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第7章 建築物の安全確保	—	計画建築部指揮本部
第8章 ライフラインの安全対策	—	下水道部指揮本部・県営水道・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガスネットワーク(株)・LPガス協会・NTT 東日本

## 第1章 計画的な土地利用と市街地整備の推進

### 【現状】

都市計画では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めている。

この都市計画を推進し、だれもが安心して暮らすことができる、災害に強い都市づくりを目指して、安全で快適な都市環境の創造に努めている。

都市防災に係る具体的な施策を進めるにあたっては、都市防災に関する都市計画の方針に基づき、土地利用、基盤施設、市街地整備における各種事業・施策を体系的にとらえ、総合的・計画的な展開を図っている。

安全性に配慮した土地利用を進めるため、土砂災害や洪水が発生する可能性がある地域を示した土砂災害・洪水ハザードマップや、地質から予測される液状化マップを作成したり、過去の自然災害の発生履歴を示したりするなど、土地の情報提供を行ってきている。

また、都市計画法に基づく開発の許可にあたっては、防災性の配慮とともに、安全性の確保に努めるよう指導している。

### 【課題】

東日本大震災をはじめ国内外の大地震や異常気象等による大水害など災害の多発により、都市の安全に対する市民の危機意識は高まっており、これまで整備した都市基盤や都市機能等守るべき都市の財産（社会資本）の増大など様々な課題を抱えている。

都市の安全性を高めるには、自然環境との共生を重視し、都市の質の向上を図ることが大切である。

こうしたことを踏まえると、総合的な浸水対策や雨水流出抑制をする土地利用誘導を進めることで、災害危険を軽減し、かつ環境共生へつながる都市空間の創造を目指すことが重要である。

### 【取組の方向】

災害に強い都市基盤の構築とともに、地域の安全・安心を高める取組により、災害に対する予防対策を推進するとともに、減災の視点から被害を最小にする都市づくりを推進する。

河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により、都市災害の危険性が増大している地域では、都市河川の整備を促進するとともに、流域の適正な土地利用の誘導を図り、総合的な治水対策の推進に努める。

### 【主な事業】

#### 1 計画的な土地利用の推進

市は、河川整備等に併せて緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。また、市街地の街区

内のオープンスペースの確保のため、公園やコミュニティ拠点の整備を図る。

災害履歴や危険区域箇所などを地図化した自然災害回避情報を市民に提供し周知を図る。

## 2 市街地の整備

---

市は、既成市街地については、安全性・防災性の向上のため、土地区画整理事業、地区計画の適用などにより良好な市街地の形成を促進する。

## 3 開発許可に係る安全性の配慮

---

市は、都市計画法に基づく開発許可にあたっては、安全性に配慮した指導を進める。

## 4 雨水流出抑制の推進

---

市は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画の策定及び実施に取り組み、土地の利用にあたっては、雨水の流出抑制に努める。

## 第2章 流域治水対策

### 【現状】

本市では、人口増加に伴い、都市的土地区画整備が進む一方で、自然的土地区画整備が減少し、土地区画整備状況が大きく変化している。そのため、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い、都市型水害が増加している。

近年は、1時間当たり50mmを超える集中豪雨が増加し、公共用河川に排水することが困難な低地帯では、内水による浸水によって、大きな被害を生じている。

このような状況を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、本市を流れる二級河川境川及び引地川については、平成26年2月に特定都市河川及び同流域の指定を受け、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して、一体となって、浸水被害の対策を講じることになった。

### 【課題】

都市化の進展に伴う、河川への流入量の増大等に対して、治水上の安全を確保するためには、土地区画整備にあたっての流出抑制とともに、河川流域における保水・遊水機能を保持することが必要となっている。

特定都市河川浸水被害対策法の適用を受けた二水系の河川の流域においては、総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同して「流域水害対策計画」の策定及び実施に取り組む必要がある。

### 【取組の方向】

市は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地区画整備への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。

市は、雨水貯留・浸透施設の設置、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、水田の保全などを、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を目指す。

市は、市街地開発事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策を備えた土地区画整備計画を指導する。

県が進める河道整備、遊水地等の整備に、市として協力・連携を図る。

特に、境川・引地川の二河川の流域においては、流域水害対策計画の策定及び実施に取り組むことで浸水被害対策の総合的な推進を図る。

### 【主な事業】

#### 1 流域治水対策の推進

流域治水対策特定河川に指定されている境川、引地川、目久尻川について、県が重点的に進

める河道整備や遊水地の整備に併せて、市として流域の保水機能の確保や安全な土地利用の指導に努める。

市は、市街地再開発事業や土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制などについて、施行者や事業者を指導するとともに、市が直接事業を実施するときは雨水の流出抑制に積極的に努める。また、集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全に努める。

流域水害対策計画に基づき、河川管理者は河川改修や遊水地整備を、下水道管理者は下水道整備や貯留施設等の設置を、流域内自治体は公共施設整備の際に調整池設置や地下への浸透に寄与する施設の設置など総合的な対策を進める。

## 2 迅速な避難の確保

市は、河川氾濫による洪水浸水想定区域の指定がなされたときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑、かつ迅速な避難の確保を図ることに努める。

また、市は洪水浸水想定区域内に地下空間等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、洪水予報の伝達方法を定めることに努める。

## 3 地下施設等への浸水防止対策の促進

浸水が発生し、又は浸水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講じることができるようにするため、市は、地下空間等の管理者と連携し、地下空間の浸水に対する危険性（水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等）について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等の安全体制の強化に万全を期するものとする。

地下空間等の管理者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土のうなどの水防資機材の備蓄や出入口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努める。

## 第3章 河川改修計画

---

### 【現状】

河川流域は人口増加に伴う土地利用形態の大きな変化による都市化の進展が著しく、本来流域の持っている保水・遊水機能が減少しており、あわせて、地球環境の変化による局地的大雨の多発に伴い、短時間に大量の雨水が流出する都市型水害が増加する傾向がある。

本市が管理している準用河川は、3水系滝川分水路ほか5河川（約10km）あるが、河川のすぐ際まで人家や工場等が密集している地区もあり、河川改修が困難な状況のなか、改修が必要な箇所においては分水路整備等を周辺状況に合わせ進めている。

### 【課題】

河川流域の都市化の進展に伴う大規模な洪水被害に対応するため、流域の土地利用にあたっては、雨水流出抑制対策施設の整備を促進し、適正な保水・遊水機能を持たせる必要がある。

準用河川の河川改修整備事業は、接続先である河川管理者（神奈川県）と調整を図りながら、改修計画を進める必要がある。

河川流域に想定されるすべての開発に対応させ、その安全性を確保していくためには相当の経費と期間が必要となる。

老朽化や通水機能の低下した既設水路等の能力を把握し、既設水路の改修や流下能力確保等の整備により効率的な水路改修事業を行う必要がある。

### 【取組の方向】

準用河川の治水対策は、1時間あたり50mm相当の降雨（6～7年に1回の降雨）を当面の目標として推進する。

### 【主な事業】

準用河川の滝川、白旗川及び一色川の河川改修整備は、接続先である河川の改修事業に併せて基本計画を策定し、効率的で効果的な改修事業を推進する。

## 第4章 公共下水道整備計画

### 【現状】

下水道整備事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とする汚水処理施設の整備と、浸水の防除を目的とする雨水排除施設等の整備がある。

現状では、汚水処理施設は市街化調整区域を中心として未整備区域があり、また、雨水排除施設の整備は、浸水被害にあった区域から優先的に行っているものの、全般的に汚水処理施設整備に比べ整備率としては下回っている。

本市の下水道は、昭和26年度から整備を開始し、南部処理区の既成市街地では、汚水と雨水を同一の管渠で排除して処理する合流式を採用している。また、昭和50年代から整備を進めている東部処理区や流域処理区については、下水の排除方式は汚水と雨水を別々の管渠で排除する分流式を採用している。

近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し発生する浸水被害のリスクが増大している。本市は、市内を縦断する2河川の河口部に位置していることから、市の南部地区は平坦な低地部が広がる地形を有している。そのため、河川の水位上昇の影響を受けやすく、内水の浸水被害は、鶴沼、片瀬、藤沢、辻堂、明治、善行地区に集中して発生している。

従来の下水道整備事業に加え、合流式下水道改善対策、地震対策、施設の老朽化対策等の様々な重要課題があり、時間と財源に限りがあるなかで、早期に浸水被害の軽減を図るために、雨水排除施設等は一律的な整備ではなく、床上浸水被害が発生している地区を重点的に選定し、雨水管や貯留管等の整備を進めている。

また、平成27年に下水道法が改正され、浸水被害対策区域の指定により、同区域における「民間による雨水貯留施設」への支援を行うなどの対策を行っている。

### 【課題】

降雨状況、資産状況、費用対効果等を考慮し、優先度の高い地区を中心とした段階的・重点的な整備を早期に行う必要がある。

限られた財政状況のもと、早期に効果発現するために、雨水管や貯留管等のハード施設整備での対応のほか、自助・共助を可能とするソフト対策による取組を進めて、総合的な浸水被害の軽減化を図る必要がある。

雨水流出抑制対策施設である各戸貯留や浸透施設の設置を促進するために、これら施設の設置意義のPR活動を積極的に進める必要がある。また、他事業との連携等により、治水安全度の向上を図る必要がある。

### 【取組の方向】

ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な浸水対策を推進する。

生命・財産の保護及び都市機能の確保の観点より、浸水被害の軽減を図る。また、早期の効果

発現を目指し、行政によるハード対策の整備だけでなく、防災・避難活動を円滑に行えるよう支援し、市民による自助・共助の促進や効果的な自助・共助を可能とするソフト対策を含め、総合的な浸水対策を行う。

### 【主な事業】

#### 1 総合的な浸水対策の推進

---

- ア 浸水被害による土地の浸水しやすさ及び脆弱性の高い地区において、雨水管や貯留管等のハード施設整備の対策を着実に推進する。
- イ 防災、避難活動等を効果的に行えるよう、住民への情報発信となる内水ハザードマップの作成及び公表等を進める。浸水被害家屋への止水板設置等の支援策について検討を進め る。
- ウ 道路、公園、学校等における貯留浸透施設の整備等を促進し、地域としての総合的な治水安全度の向上を、他の事業と連携を図りながら進める。
- エ 大規模民間事業所及び各戸への雨水貯留浸透施設の設置促進を図る。また、雨水流出抑制施設の設置意義等の理解を得ながら、広く普及促進を図っていく。

## 第5章 高潮災害予防計画

---

### 【現状】

神奈川県の海岸線は、総延長で約428kmある。また、本市内の海岸保全区域の延長は、6,967mである。沿岸部では市街化が進み、海水浴シーズンには数多くの人が集まる海水浴場を抱え、またマリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用している。特に、本市の海水浴場には、約186万人（平成27年から令和元年までの年平均）の海水浴客が訪れている。

過去の神奈川県下の高潮災害の記録によると、高潮災害は台風によって引き起こされることが多く、本市の場合は、台風が相模湾北西を北東へ進んだ場合に、相模湾東部沿岸に大きな被害が生じている。

また、相模灘では近年侵食が進み、台風時には高潮の被害が発生している。平成19年9月には台風第9号により西湘バイパスが崩れたが、本市では浜崖の被害が発生している。

河川については、相模原市城山に源を発する境川は、藤沢市・横浜市境を北から南へ流れ、柏尾川と合流し、また大和市上草柳に源を発する引地川は、蓼川と合流して市内中央部を北から南へ流れ、相模湾に注いでいる二級河川である。両河川とも、総合治水対策特定河川事業として、昭和54年度から、河道の拡幅や遊水地の整備を進めてきている。境川は河口から大和市の境橋付近まで15.9km区間の河道改修が完了している。引地川については、河口から上河内橋まで約10km区間の河道拡幅及び根継ぎ工事が一部の区間を除き完了している。

横浜地方気象台は、相模湾に面する区域での高潮に注意や警戒が必要な時間帯を、可能な限り日時を明示して提供している。

令和3年5月28日には相模灘沿岸において、高潮浸水想定区域が指定されるとともに、高潮特別警戒水位が設定されたが、同年8月31日に高潮浸水想定区域の一部が修正された。

### 【課題】

海岸高潮対策として、護岸等を整備するのみならず、砂浜の侵食を考慮しつつ環境と利用が調和した対策が必要である。

また、護岸整備の促進を図るとともに、高潮ハザードマップ等により市民に高潮による浸水予想区域の周知徹底を図る必要がある。

### 【取組の方向】

県は、沿岸住民や海浜利用者の安全を高めるため、海岸の整備は、波の高さを減少させたり、養浜を主体とした侵食対策を進めているが、藤沢海岸では、サンドリサイクル等による砂浜の保全を進めていく。

河川については、河口部を含めた下流域の河道拡幅が完了していることから、今後は2河川の遊水地整備など県事業の促進を図る。

## 【主な事業】

### 1 海岸侵食対策の推進

---

侵食が進む相模湾沿岸での砂浜の回復・保全を図るため、県は「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、侵食対策を進めている。藤沢海岸では、サンドリサイクル等による砂浜の保全を進める。

特に、藤沢海岸で起きている浜崖に対しては、県と協力連携して、対策を進める。

### 2 河川改修の促進

---

総合治水対策に基づき、境川、引地川で県が進めている遊水地整備等について、市は協力連携して、促進を図る。

## 第6章 崖崩れ災害等予防対策の推進

### 【現状】

崖崩れ災害等予防対策の推進の現状の詳細は、各論 I 第2部第1章5節を準用する。

### 【課題】

本市は、豪雨等による崖崩れ等の土砂災害に備えるため、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制を整備していく必要がある。

### 【取組の方向】

市は、自然災害回避（アボイド）情報の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、危険箇所の工事を計画的に進める神奈川県と連携する。さらに、指定した土砂災害警戒区域等については、周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を進める。

### 【主な事業】

#### 1 危険地域のパトロールと指導

日常のパトロールを通じて崖の改善指導を推進する。

#### 2 崖崩れ予防対策等

崖崩れ予防対策に等にかかる主な事業の詳細は、各論 I 第2部第1章5節2を準用する。

#### 3 防災体制の整備

住民等に避難指示等の判断基準や避難場所を周知するなど、県及び横浜地方気象台が発表する土砂災害警戒情報等を用いた的確な避難指示等が行える体制の構築を進める。

土砂災害に関する情報、予報及び警報の収集・伝達については、各論 I 第4部第2章を準用する。このとき、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者が利用する施設に対して、特に配慮するものとする。

また、地域住民の協力を得て、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等における避難対策計画の策定を進める。

## 第7章 建築物の安全確保

---

### 【現状】

住宅をはじめとする建築物については、建築基準法第20条に基づく構造計算等により設計されることにより、一定の風圧力に対する安全性を確保している。

既存の建築物総合防災対策の観点から、建築物をはじめ、落下物、ブロック塀等の安全対策の普及啓発を進めている。

都市拠点等における地下空間では、都市機能の増進を図るために、有効活用が進められており、住宅及びビルの地下施設や地下階等様々な利用がなされている。

### 【課題】

維持管理に起因すると考えられる建築物の外装等の剥離及び落下による事故が発生していることから、強風時に対しても外装材をはじめ建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要である。

近年、1時間あたり80mmを超す集中豪雨が増加し、内水による浸水により住宅やビルの地下施設等に大きな被害が生じており、これらの浸水対策が必要となっている。

### 【取組の方向】

市は、県との連携も踏まえ、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や落下物の防止対策に取り組んでいく。

また、大雨等による建築物への浸水防止対策を推進する。

### 【主な事業】

#### 1 普及・啓発

---

市は県と共同して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及啓発を行うとともに、建築物所有者（管理者）に対して、指導助言を行う。

#### 2 応急対策上重要な施設の安全確保

---

市及び施設管理者は、ホール、地下街等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に留意する。

#### 3 法に基づく建築物の安全性の確認

---

建築物の設計者は、建築基準法第20条に基づく構造計算等により、一定の風圧力に対する安全性を確保する義務があり、一定の構造規模・用途以上の計画では、同法第6条に基づく建築確認申請手続において、建築主事等の確認審査を受ける。

## 第8章 ライフラインの安全対策

---

### 【現状】

上水道施設については、台風等により電力の供給が停止することもあるため、浄水場では、長時間の停電に備え、受電施設の複数系統化や非常用発電機を設置するとともに、単独庁舎の営業所でも非常用発電機を設置している。また、災害用指定配水池で応急給水用飲料水を確保することとしている。

下水道施設については、台風による電力供給停止に対応するため、自家発電装置を設置している。

電気については、東京電力パワーグリッド（株）が災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めている。

都市ガスについては、東京ガスネットワーク（株）が、ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散、及びガス供給を停止した地区迅速な復旧を行うためITを活用したシステムの整備に努めるとともに、大規模なガス漏れ等を防止するため、ガス遮断装置の設置、震度遮断機能を有するガスマーター又は緊急遮断装置の設置を進めている。また、LPガスについても、ガス放出防止器及びS型メータ等の設置推進などを図り、安全対策を進めている。

電気通信については、NTT東日本において、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備を行っている。

また、輻輳対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用開始し、携帯電話事業者等は災害用伝言板を提供する。提供条件等は報道機関を通じて周知する。

### 【課題】

上水道施設については、長時間の電力供給停止に備えて揚水ポンプ所の停電対策を行う必要がある。また、広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動を藤沢水道営業所と市との間で、内容や方法等を十分協議する必要がある。

下水道施設については、自家発電装置における能力や稼働継続時間などの増強を図る必要がある。また、浸水エリアに存在する下水道施設に対し、耐水化を図っていく必要がある。

異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生などの問題が生じたため、ライフラインの安全性のより一層の向上が必要となっている。

## 【取組の方向】

ライフラインについては、市民生活に欠かすことのできない施設であることから、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替施設の整備などを促進する。

ガスについては、東京ガスネットワーク（株）が、大規模なガス漏えいを防止するため緊急遮断装置の設置、感震遮断装置を有するガスマーター（マイコンメータ）の設置を推進する。

その他の電気、LPガス、電話・通信施設については、それぞれの事業者において、浸水防止対策等、風水害の安全性の確保を図るとともに、安全強化対策をさらに推進していく。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努める。

## 【主な事業】

### 1 上水道施設

県営水道は、上水道の揚水ポンプ所の停電対策として電源車を導入配備しており、順次電源車を接続するためのポンプ所設備の整備を進める。

### 2 下水道施設

市は、下水道施設の風水害に対する安全性を確保するため、受電施設の複数系統化や自家発電装置の検討を進めるほか、幹線管路のネットワーク等のバックアップ体制の検討を進める。

### 3 電線類の地中化

道路管理者は、電線類について、ライフライン事業者と協調して地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る。

### 4 電気、ガス、電気通信

電気、ガス、電気通信事業者は、共同溝の整備等、防災性の向上に一層取り組むとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進める。

## 第3部 災害時応急活動事前対策計画

風水害等の災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえる。

応急活動の実施にあたっては、住民に最も身近で基礎的な自治体としての市の役割が重要になるため、応急活動の事前対策を強化・充実する。

この数年、数多く発生している大規模な水災害に対しては、気象情報をはじめとする関係情報を見速に収集し、事前対策としてタイムライン（防災行動計画）を活用した取り組みが重要である。

章	節	実施担当
第1章 災害対策本部組織体制の充実	第1節 災害対策本部の組織体制の充実	各指揮本部
	第2節 災害対策本部の設置・運営	各指揮本部
	第3節 地区防災拠点本部	地区防災拠点本部
	第4節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	各指揮本部
	第5節 職員の配備・動員	各指揮本部
	第6節 災害対策本部の代替機能の整備等	本部事務局
	第7節 業務継続体制の確保	各指揮本部
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
第3章 タイムライン(防災行動計画)の作成	—	各指揮本部
第4章 救助・救急活動体制の充実	—	消防局指揮本部
第5章 医療救護計画	—	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
第6章 警備等対策計画	—	県警察・湘南海上保安署
第7章 避難対策計画	—	本部事務局・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・消防局指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第8章 要配慮者対策計画	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第9章 被災者救援対策計画	—	本部事務局・総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	—	生涯学習部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・環境部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部
第11章 文教対策	第1節 学校教育対策	教育部指揮本部
	第2節 生涯学習対策	生涯学習部指揮本部
第12章 緊急輸送計画	—	本部事務局・財務部指揮本部・生涯学習部指揮本部・道路河川部指揮本部
第13章 ライフラインの応急復旧対策計画	—	下水道部指揮本部・県営水道・NTT 東日本・東京ガスネットワーク(株)・LPガス協会・東京電力パワ

章	節	実施担当
		一グリッド(株)
第14章 災害廃棄物等処理計画	—	環境部指揮本部・下水道部指揮本部
第15章 広域応援体制計画	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
第16章 風害に関する対策計画	—	経済部指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第17章 雪害に関する事前対策計画	—	本部事務局・道路河川部指揮本部・下水道部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
第18章 火山災害に関する事前対策計画	—	本部事務局・経済部指揮本部・教育部指揮本部
第19章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	第1節 洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設	福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
	第2節 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設	福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部

## 第1章 災害対策本部組織体制の充実

### 第1節 災害対策本部の組織体制の充実

市は、風水害等発生時における災害対策本部の参集要員を確保し、非常時に備え、職員の配置等にも留意する。

### 第2節 災害対策本部の設置・運営

災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき、迅速かつ的確な災害応急活動を実施できるよう、本来の行政組織を主体とした活動組織を直ちに設置・運営する。

詳細は、序論第2部第1章第2節及び第4節を準用する。

### 第3節 地区防災拠点本部

災害時に地域住民や自主防災組織と連携を図り、地区の防災活動の中心となる拠点として、13地区の市民センター・公民館を地区防災拠点本部として位置づけ、拠点本部の充実強化及び地域との連携強化を図り、災害対応を迅速に進める。

詳細は、序論第2部第1章第3節を準用する。

### 第4節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務

各活動組織は、所掌事務に基づき、関係機関等と調整し作成するマニュアル等を元に災害応急活動を実施する。

災害対策本部各指揮本部の事務分掌は、原則として本来の行政組織を主体に定める。

詳細は、序論第2部第1章第5節を準用する。

### 第5節 職員の配備・動員

各職員は、災害ごとにあらかじめ定められた配備区分に従い、直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。また、災害対策本部応援職員、地区防災拠点本部応援職員など「災害対策における従事職員の指名基準」において、指名を受けている職員については、各々の活動拠点において、警戒活動又は応急活動を実施する。

詳細は、序論第2部第1章第7節を準用する。

### 第6節 災害対策本部の代替機能の整備等

市は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、分庁舎の通信機器の整備、防災システムのバックアップ機能の確保、交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能を整備する。

## 第7節 業務継続体制の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。

詳細は、序論第2部第1章第9節を準用する。

## 第2章 情報の収集・伝達体制の整備

### 【現状】

風水害等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要である。

情報収集、伝達手段として、災害対策本部においては衛星電話、防災行政無線による伝達装置、また、各地区防災拠点及び指定避難所等を結ぶMCA無線機が整備されている。さらに、市民に対して、防災ラジオ、スマートフォンアプリ、ウェブサイト、緊急速報メール等での防災情報の配信を行っている。

### 【課題】

災害対策に関する各種システムが、施設の被災、停電により十分機能しない場合、迅速な災害応急対策活動に支障が生ずるため、安全性の強化とバックアップ体制が課題となっている。

日ごろの災害対応では、被害情報を中心に情報収集を進めているが、大規模災害発生時には、迅速な初動体制の確保や被災者支援のための被害状況や応急対策需要量の推計など現行システムでは収集できない情報を的確に把握する必要がある。

特に、大規模な風水害に関しては、大雨、高潮、強風の状況など気象状況や河川の水位や流量、土砂災害に関する情報などを迅速にかつ正確に収集し、予測される災害リスクを分析する必要がある。

### 【取組の方向】

衛星携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政無線等通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集、提供体制の整備に努める。

予測される災害リスクを分析するために、気象情報や河川情報等を収集するため、関係機関との情報の共有化を図る取り組みを進める。

### 【主な事業】

#### 1 気象情報や河川情報等の情報収集手段の確保・強化

大雨、高潮、強風などによる大規模な水災害が予測される場合は、降雨量や降雨地域等の気象情報、河川の水位や流量等の河川情報、土壤雨量指数など土砂災害に関する情報を関係機関からの伝達手段を通して、迅速にかつ正確な情報を収集する。

関係機関からの情報収集を迅速に行うため、平常時から関係機関との連携を構築する。

#### 2 地域における河川情報の把握

河川等の水位情報の把握は、水災害に対応する手段の一つであるため、災害が発生しやすい箇所に水位計・監視カメラの設置を進めた。

また、スマートフォンなど新しい情報ツールによりリアルタイムに河川情報を把握できる方法を提供する。

### 3 風水害情報の提供及び共有について

---

風水害に関する情報の提供及び共有については、序論第2部第2章第2節及び第3節を準用する。

### 4 被災者支援に関する情報システムの構築

---

被災者支援に関する情報システムの構築は、阪神・淡路大震災を教訓として整備された被災者支援システムを事前準備として整備し、その活用が図れるように努める。

## 第3章 タイムライン（防災行動計画）の作成

---

### 【現状】

近年、地球規模での気候変動等の影響で、時間雨量 50mmを超える非常に激しい雨の発生回数が、以前に比べ多くなっている。また都市構造の大きな変化に伴い、激しい雨による大規模な水災害が発生する可能性が高まっている。

このような大規模災害に対し、被害を最小化する取り組みとして、米国のハリケーン・サンディに対応したニュージャージー州のタイムライン事前行動計画が参考事例として取り上げられている。

国土交通省の「水災害に関する防災・減災対策本部」は、この米国の中例を参考に、大規模水災害に備えて、タイムライン（防災行動計画）の策定・実践を推進している。

本市では、風水害対応の図上訓練において、この考え方を取り入れて実施している。

### 【課題】

大規模な水災害の発生が予測される中で、いち早い避難をするなど被害を最小化する取り組みが求められている。

### 【取組の方向】

大規模な水災害に対しては、平常時から、関係機関等と共通の時間軸に沿った具体的な対応を協議し、タイムライン（防災行動計画）を作成しておく必要がある。

### 【主な事業】

#### 1 タイムライン（防災行動計画）の作成と実践

---

大規模な水災害の発災前から、時間軸にそって、市はじめ関係機関がどのような役割を果たすか、あらかじめ共通の認識をもつため、タイムライン（防災行動計画）を作成する。災害時にはそれを実践する。

#### 2 タイムライン（防災行動計画）に沿った訓練の実施

---

作成したタイムライン（防災行動計画）に基づき、図上訓練を実施する。

## 第4章 救助・救急活動体制の充実

### 【現状】

風水害発生時には、洪水、浸水、建物等の倒壊、窓ガラス・看板などの落下物等、様々な形態の災害が複合して発生することが予想されるため、消防機関は、その機能を効率的かつ効果的に運用し災害に対処しなければならない。

消防機関は、速やかに活動体制を確立し、人命救助及び救急活動を行う。

### 【課題】

風水害等同時に多数発生する被害に対応する消防活動を実施するには、限られた人員、装備、資機材を有効に活用し、人命救助及び救急活動が実施できる体制を整えるとともに、各署所への自家発電設備の設置、MCA 無線機の配置、消防団員の装備充実等の整備を図る。また災害時の燃料の確保に努める。

### 【取組の方向】

消防力の整備指針に基づき整備を進めることにより、大規模災害時に有効かつ効果的な活動体制が構築できる。

内水氾濫による都市型水害への対応を強化する必要がある。

### 【主な事業】

#### 1 救助・救急活動体制の整備

市は、風水害時における避難誘導活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るために、消防計画に定める事前対策に基づき、地域住民に対する防災指導の推進及び関係機関との協力体制の強化に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する高度な救助部隊等の整備の推進に努める。

救助活動が円滑に行われるよう、浸水が想定される地域等を事前に把握しておく。

#### 2 広域応援体制の強化

大規模な災害が発生した場合は、本市の通常の消防体制のみでは、対応できないことが予想されるため、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協力、連携等の強化を進めるとともに、消防広域応援や緊急消防援助隊、相互支援を目的として、他市町村及び防災関係機関等との広域支援体制を整備する必要がある。

### 3 消防団の活動体制の整備

---

災害時における情報収集をはじめ、災害活動を迅速、確実なものとするため、団員の安全を確保するための情報伝達手段の確立を図る。

災害時は、地域の救助、救護活動を担うため、配置されている救助・応急救護資機材等の取扱い等その習得に努める。

## 第5章 医療救護計画

---

### 【現状】

大規模な災害発生時には、多くの傷病者が発生し、一時的に医療機関に集中することが予想される。これらの多くの傷病者に対して、迅速、的確な医療救護を実施するため、平常時より医師会等との調整、連携を図り、医療情報の連絡体制、初動医療体制や後方医療体制、搬送体制の整備を推進している。

### 【課題】

災害発生直後の傷病者に対し、応急的な医療措置を講ずるため、医療救護班の編成、応急救護所の設置、医薬品及び医療資機材の確保など、初動医療体制の整備を進める必要がある。

### 【取組の方向】

医師及び看護師等により、医療救護班の編成、班構成及び必要な班編成を医師会等との協議により確保する必要がある。

災害医療を行う医療機関を支援する役割を担う災害拠点病院と迅速、円滑な対応が図れるよう、災害の種別に応じた医療体制について、病院との連携を図る。

### 【主な事業】

医療救護計画に係る主な事業の詳細は、各論 I 第3部第4章を準用する。

## 第6章 警備等対策計画

---

(神奈川県警)

### 【現状】

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な災害警備実施が推進できるよう、平素から、自治体、関係機関・団体等の防災関係機関との連携協力体制を構築しつつ、組織を挙げて必要な準備を進めているところである。

### 【課題】

県警察は、災害発生時に、早期に警備体制を確立し、組織の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防・検挙、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に当たり、被災地における市民生活の安全安心の確保に万全を期することにある。

### 【取組の方向】

県警察は、平素から、警備体制の整備、装備資機材の点検整備、防災関係機関との連携、訓練の実施等の事前対策を計画的に推進する。

### 【主な事業】

警備等対策計画に係る主な事業の詳細は、各論 I 第3部第5章を準用する。

(湘南海上保安署)

### 【現状】

大規模災害発生時は、海上における人命、財産の保護及び救助を第一とした迅速な災害応急対策活動を実施した後、警備体制を早期に確立し、海上交通安全の確保、海上秩序の維持、海上犯罪の予防・取締りを維持して、被災地における治安の維持にあたる。

### 【課題】

大規模災害が発生した場合における応急対策活動を迅速・的確に実施するため、情報収集資機材、救助資機材をより一層充実する必要がある。

### 【取組の方向】

災害応急活動において、関係機関との連携を図る。

### 【主な事業】

警備等対策計画に係る主な事業の詳細は、各論 I 第3部第5章を準用する。

## 第7章 避難対策計画

### 【現状】

本市は、風水害時に家屋の浸水や崖崩れの危険性がある場合などにおいて、安全かつ迅速な避難誘導を行えるよう、また、市民の避難先を明確にするため、指定緊急避難場所等の考え方を示している。指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は、風水害による危険性から、緊急的にかつ一時的に身を守るため、避難する施設として、市民センター・公民館、小中学校、市民の家などを市が指定している。損壊によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む）が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。

避難情報に関しては、内閣府により平成17年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が策定され、その後、広島市で発生した甚大な土砂災害や東日本大震災、平成30年7月豪雨などの教訓を踏まえ、改定が重ねられてきた。

さらに、令和元年台風第19号で住民避難が遅れたこと等の課題を踏まえ、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなどの、災害対策基本法の改正（令和3年5月）を踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」として改定（同年同月）された。

また、高齢者等の避難支援については、令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨における犠牲者の高齢者割合が高いこと等を踏まえ、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化される規定を創設するなど、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定（同年同月）された。

### 【課題】

近年、各地で発生している風水害等において、避難指示等が適切なタイミングで適當な対象地域に発令されていないことや、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、或いは避難指示等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題となっている。

大規模な水害の場合、大量の被災者が出ること、避難生活が長期にわたるおそれがあることから、ごみ・し尿の滞積、食料や生活物資の配布の遅れ、情報の不足などが生じるおそれがある。

プライバシーの確保やペットの同伴、指定避難所不足などの理由から、被災者が車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所に避難することが予想されることから、その対策が必要である。

指定避難所での生活環境を良好なものとするため、高齢者、障がい者等の要配慮者へのケア、避難者のプライバシー確保、大人と子ども、男女のニーズの違いへの対応などに十分配慮する必要がある。また、ペット同行の避難者についても、指定避難所における対策が必要である。

ターミナル駅等の不特定多数が利用する都市施設において、施設の内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等安全対策を市と連携して効果的に行う必要があ

る。

応急仮設住宅の迅速な設置には建設地や資材の確保が必要になり、また応急仮設住宅における高齢者、障がい者等への生活支援のあり方が課題となっている。

令和2年から令和5年にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

### 【取組の方向】

避難指示等の発令・伝達に関して、避難すべき区域（避難対象地域）や発令の具体的な判断基準、伝達手段、伝達先などについてあらかじめ定めるように努める。

指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）に指定している県施設や私立の学校が指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）として効果的に機能を發揮するように、情報共有に努めるなど、連携を図る。

地下施設、高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者利用施設や大規模工場などにおける自主的な避難確保・浸水防止の取組を促進する。

帰宅困難者が多数発生した場合、情報提供など帰宅困難者への支援について関係機関との調整を行い、家族の安否確認情報の支援などを検討する。

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するための事前対策を進める。

男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した避難対策を充実させる。また、ペット同行避難や車両による避難など多様な避難への対応を検討する。

車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。

指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

### 【主な事業】

#### 1 避難指示等の発令基準の見直し

市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に作成した、避難指示等の発令判断マニュアルについて、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、見直しを行う。

判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断する。

避難に際しては、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮するため、「高齢者等避難」を位置づける。

表 3-1 避難指示等の類型別一覧

避難の類型	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方や身の危険を感じる方が避難を始めなければならない段階。 被害の発生する可能性が高まった状況であり、避難指示を発令することが予想される状況。	高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方が避難を始め、周りの方は支援を始める。身の危険を感じる方が避難を始める。通常の避難ができる方は、気象情報に注意し、家族との連絡や非常用持出品の用意など、避難準備を始める。
避難指示	通常の避難ができる方が避難を始めなければならない段階。被害が予想され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難ができる方は、避難場所などへ避難を始める。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に避難をする。
緊急安全確保	災害が発生しそうな兆候や現在の切迫した状況から、被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。堤防の近くや地域の特性などから被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。又は、被害が発生し始めた状況。	避難中の方は、すぐに避難を完了する。そのいとまがない方は、命を守る最低限の行動をとる。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に緊急に避難をする。

## 2 避難指示等の伝達

市は、避難指示等の伝達に際して、コミュニティFMや各報道機関へ素早く周知するほか、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達できるよう努める。

また、同一の水系を有する市町村間において、相互に避難指示等の情報を共有するよう努める。

市民は、風水害の発生のおそれがあるときは、コミュニティFMや各報道機関から正確な情報を得るように努める。

## 3 避難場所の確保及び整備

ア 市は、県立施設や民間施設等を指定避難所等として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担を明確化するとともに、指定避難所としての機能が十分發揮されるように、連携を強化する。

イ 大規模災害時において、市単独では指定避難所の確保が困難になった場合などに備え、県と共同して、広域的な避難の支援体制の構築を図る。

ウ 指定避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努める。

エ 市は県と連携して、指定避難所への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

オ 市は、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などの検討について、県に協力し、防災訓練の実施についても連携協力する。

#### 4 避難路の整備

アクセスする道路として位置づけている都市計画道路の未整備の道路については、計画的に整備を進める。

#### 5 避難計画の策定

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるように、あらかじめ避難計画を策定する。その際、河川管理者等と十分協議の上、過去の洪水・高潮等による浸水状況、土砂災害記録等により避難対象地域を特定する。

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、関係部局、自主防災組織等との連携のもと、避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。

市は、洪水等により浸水が想定される区域の避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

#### 6 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の運営

指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の運営は、各論I第3部第6章5を準用する。また、地区防災拠点本部は、「一時的な緊急避難に関するマニュアル」について、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の各施設管理者と連携協力し、作成するものとする。

#### 7 住民への周知

市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難路、避難情報等の伝達方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知する。

#### 8 訓練の実施

市は、指定避難所への避難訓練や避難所運営訓練を実施し、発災時における混乱防止を図る。また、「防災訓練マニュアル」により、地域住民の自助・共助の意識啓発を行う。

#### 9 帰宅困難者対策

市は、災害時における帰宅困難者のため、県、鉄道事業者、県警察と協力して帰宅困難者の誘導に努める。

詳細は、各論I第3部第7章を準用する。

#### 10 応急仮設住宅

災害により、住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者

に対し、応急仮設住宅により一時的に居住の安定を図る。

詳細は、各論 I 第3部第13章第2節を準用する。

## 1.1 応急修理

災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない被災世帯については、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行うこととしている。

詳細は、各論 I 第3部第13章第3節を準用する。

## 1.2 ペット対策

ペット避難ができる指定緊急避難場所が限られていることから、市内全域から車両でペットと避難が可能な施設として秋葉台文化体育館を指定した。

詳細は、各論 I 第3部第6章8を準用する。

## 1.3 車両による避難

市は、車両による避難や車両の避難ができる施設として秋葉台文化体育館の駐車場を指定した。

また、車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場等の活用の推進を図る等、対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。

## 1.4 市外避難者への支援体制

市は、他の市町村に避難する被災者に対し、必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備に努める。

## 1.5 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備については、各論 I 第3部第6章11を準用する。

## 第8章 要配慮者対策計画

### 【現状】

災害時に配慮を要する対象として、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、未就学児童、児童生徒、外国人及び災害により負傷し、自立歩行が困難になった者等が挙げられる。

これらの要配慮者のうち、風水害等の発生の恐れがある場合又は風水害等が発生したときに、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援をする者については、「避難行動要支援者」と位置付け、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を作成し、地域で支援するための体制づくりを進めている。避難行動要支援者に関する情報について、関係部課での共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自主防災組織等や民生委員児童委員などに対して情報の提供を行っている。

指定避難所等における要配慮者支援として、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペース等の有無について公表しているほか、指定避難所が開設された場合において要配慮者向けスペースの設置に努めるとともに、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、地区防災拠点本部に開設された福祉避難所（一次）を経由して、市と協定を締結した福祉施設等（福祉避難所（二次））への搬送を行う。また、要配慮者の応急の避難先として、必要に応じて、市と避難所として使用する借り上げ協定を締結した民間宿泊施設の活用を図る。さらに、感染症対策を踏まえ、指定避難所や指定緊急避難場所への避難が適していない要配慮者が避難してきた場合の避難場所の確保として、民間宿泊所を避難場所として使用する協定を令和2年12月に市内ホテルと締結した。

### 【課題】

支援が必要な高齢者等については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて、市民センター・公民館と民生委員児童委員・自主防災組織等関係機関及び地域住民との更なる連携が必要になる。

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を目的として、「災害対策基本法」に基づき、市町村での個別避難計画の作成が努力義務化されている。個別避難計画の作成率向上に向け、自主防災組織や民生委員児童委員、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める必要がある。

隣近所等の関係が希薄にならないように、地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の日ごろの備え（自助）の重要性について、防災意識の啓発に努める必要がある。

また、情報伝達手段のない自治会未加入世帯については、周知方法などの課題があるため、未加入世帯の避難行動要支援者対策が急務となっている。

避難行動要支援者情報の収集・共有の方法については、日ごろから避難行動要支援者の居住地や生活状況等の情報を把握し、関係者間で共有できる体制の構築を進める必要がある。

高齢者及び乳幼児等に配慮した食料等を指定避難所等に備蓄する必要がある。

### 【取組の方向】

風水害等の発生の恐れがある場合又は風水害等が発生したときに避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペース等の有無の公表に努めるとともに、指定避難所が開催された場合においては、要配慮者向けスペースの確保、地区防災拠点本部における福祉避難所（一次）の確立及び、さらにその後の受入先となる福祉施設等（福祉避難所（二次））との連携協力体制の確立に努める。なお、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次及び二次）等への移送の必要性について考慮する必要がある。

市は、個別避難計画の作成に向けて、庁内横断的連携により取り組むとともに、地域団体等との協力体制の構築を図る。

### 【主な事業】

#### 1 要配慮者に対しての各機関の役割

災害時に配慮の必要となる要配慮者に対して、的確な支援を実施するため、各機関は平常時より役割を自覚し、災害時に備えた対策を講じる。

詳細は、各論Ⅰ第3部第8章1を準用する。

#### 2 避難行動要支援者避難支援対策

避難行動要支援者避難支援対策の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章2を準用する。

#### 3 対象別要配慮者対策

対象別要配慮者対策の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章3を準用する。

#### 4 避難体制

避難体制の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章4を準用する。

#### 5 防災知識の普及、防災訓練の実施

防災知識の普及、防災訓練の実施の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章5を準用する。

#### 6 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設等の対策

市は、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の

利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう洪水に関する情報や土砂災害警戒情報等の伝達方法を定める。

## 7 保育所や放課後児童クラブ等における安全確保

---

保育所、放課後児童クラブ等における安全確保と備蓄品の確保に努める。

## 第9章 被災者救援対策計画

---

### 【現状】

災害発生時の被災者への支援体制を充実するため、災害時に必要な食料や生活物資について、市は非常食及び毛布等応急防災資機材を備蓄するほか、市民・企業に対して、非常食の備蓄を要請している。また、藤沢市地域防災計画資料編：資料10-5「災害用応急必需物資の調達に関する協定締結対象一覧表」に記載のとおり、企業等に対する要請により不足する必需品についての確保を図っている。

### 【課題】

備蓄物資を更新していく必要がある。とりわけ多数の被災者が集中した場合等における備蓄に課題が残る。

道路被害や燃料供給の停滞によって応急物資の輸送や避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が考えられる。

### 【取組の方向】

市は、市民や企業に対し、災害に備え最低3日分（可能な限り7日分）の飲料水や食料、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう周知徹底を図る。

市は、市民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や防災資機材、非常食の備蓄を進める。

### 【主な事業】

被災者救援対策計画に係る主な事業の詳細は、各論I第3部第9章を準用する。

## 第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画

### 【現状】

指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性があるため、常に良好な衛生状態を保てるように、仮設トイレの設置、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等その対応について、検討を行っている。

また、被災者のこころのケアを行うために、保健師、医師等を指定避難所に派遣することを定めている。

防疫活動体制として、災害発生後における感染の発生源を確認し、蔓延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除などに対して、迅速な活動ができるよう日ごろから対応を図っている。

遺体の処置については、大規模災害発生時において、多くの人命が失われる事態に備えて、遺体の身元確認や検視などの処置体制を事前に警察、民間葬祭業者等と連携しながら、遺体収容訓練を毎年実施している。

### 【課題】

被災者の健康保持のため、衛生、防疫活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

また、それぞれの活動に携わる職員の教育・訓練などの体制強化に努める。

大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方これらの搜索、処置、埋・火葬等対策を行うための要員、施設、設備等が被災により、使用等ができなくなることの対策として、広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

### 【取組の方向】

災害発生時の保健、防疫等の対応を行うため、限られた職員による最大限の衛生効果を上げ、被災者の健康管理の保持を確保することの対策を行う。

また、遺体の搜索、収容、処置、埋・火葬等の一連の流れを十分に把握し、関係機関との協力体制の構築に努める。

### 【主な事業】

保健衛生、防疫、遺体の処置に関する計画に係る主な事業の詳細は、各論 I 第3部第10章を準用する。

## 第11章 文教対策計画

### 第1節 学校教育対策

#### 【現状】

藤沢市教育委員会では、地域防災計画に基づき、学校の施設状況を把握して、必要に応じて補修・補強等の予防措置を行っている。

災害時における児童生徒等の生命、身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策を実施するための避難・誘導計画を定め、災害時等への対応を図ることとしている。

台風や大雨等で、児童生徒の登下校等に影響があると予測される場合には、休校、又は授業の打ち切り等により、児童生徒の安全確保を図っているが、災害発生時には、対策本部を設置し、情報の把握、児童生徒等の帰宅、保護に関する的確な対策を講ずることとしている。

各校で作成する学校防災計画では、避難訓練や防災教育の年間計画、災害時の児童生徒への対応、防災組織など防災活動マニュアルの内容を定めている。さらに、学校における防災対策本部の設置、児童生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講じることとしている。

防災教育や防災訓練、通学路の安全点検、校内の避難経路や避難場所の明確化などを通じて、日常的に児童生徒の防災意識の向上を図っている。

#### 【課題】

災害に対する心構えや防災に関する正しい知識などを学ぶ防災教育や、家庭・地域と連携した取組が必要である。

学校の施設、設備の安全性の確保が必要である。

児童生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握と的確な判断及び指導が求められる。

災害時における避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要がある。

#### 【取組の方向】

学校は、防災教育の充実や家庭・地域との連携を推進する。

学校は、学校施設、設備の定期点検を行い、安全確保を図るとともに、通学路の安全点検を推進する。

学校における防災体制の充実を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行う。

学校の避難場所として果たす役割と教育活動との関係を明らかにし、児童生徒等の安全確保、避難誘導において必要な防災資機材等を学校施設に整備する。

#### 【主な事業】

学校教育対策に係る主な事業の詳細は、各論 I 第3部第11章第1節を準用する。

## 第2節 生涯学習対策

### 【現状】

市では、地域防災計画に基づき、社会教育施設の施設状況を把握して、必要に応じて補修・補強等の予防措置を行っている。

また、市では、防災知識について、生涯学習活動の場において啓発に努めている。

### 【課題】

社会教育施設の安全性の確保が求められている。

東日本大震災による文化財の逸失が大きかったことから、災害に備えた文化財の保護策を検討する必要がある。特に浸水被害を受けたことがある社会教育施設について防止対策を講じる必要がある。

### 【取組の方向】

社会教育施設について、施設、設備の定期点検を行い、安全確保を図る。

施設が所蔵している図書や資料、文化財について、災害時の保護方策を進める。

### 【主な事業】

生涯学習対策に係る主な事業の詳細は、各論Ⅰ第3部第11章第2節を準用する。

## 第12章 緊急輸送計画

---

### 【現状】

発災時における災害応急活動や広域的緊急輸送を円滑に行うには、幹線道路、物資受入港及びヘリポートの確保が極めて重要である。

東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救援や復旧に役立つ道路として機能を発揮した。

県警察は、防災拠点や都市間を結ぶ国道や主要な県道等のうち、59路線を緊急交通路指定想定路線として選定している。そのうち、本市内にかかる路線は9路線である。大規模災害発生時に指定された緊急交通路では、緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。

また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、広域防災活動拠点、市災害対策本部、県現地災害対策本部などを有機的に連絡する388路線（令和4年3月時点）を緊急輸送道路として、事前に指定している。そのうち、本市内にかかる路線は、15路線である。県及び道路管理者、県警察は「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、災害後の復旧、緊急輸送の確保に関する手順を整理している。

海上輸送として、県内で9つの物資受入港が指定されている。本市内にかかる港は湘南港である。

市は大規模災害発生時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの効果的な運用が可能ないように努めている。

### 【課題】

緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要である。

緊急交通路指定想定路線や緊急輸送道路は、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要がある。

船舶による大量輸送のためには、港湾施設の波浪等に対する安全性の確保が求められる。

ヘリコプターの臨時離着陸場の整備、拡充や燃料の確保が必要となる。

### 【取組の方向】

緊急輸送計画に係る取組の方向の詳細は、各論I第3部12章を準用する。

### 【主な事業】

緊急輸送計画に係る主な事業の詳細は、各論I第3部第12章を準用する。

## 第13章 ライフラインの応急復旧対策計画

### 【現状】

災害が発生した場合に、市民生活に欠かすことのできない上下水道、電気、ガス、電気通信などのライフラインを早期に復旧するため、各関係機関においては各施設の安全強化対策と併せて災害時の応急復旧体制の整備を各関係機関が推進している。市においては、各関係機関とは、東日本大震災での計画停電時の連携協力をはじめ、幾多の災害時において市災害対策本部との連携協力を強めている。

県、ライフライン事業者等による「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」(以下、「対策推進協議会」という。)において、県は情報連絡体制を確保しているが、市としても関係機関との情報連絡は県とも連携し、把握に努めている。

上水道については、発災により、電力の供給が停止した場合に備え、浄水場等に非常用発電機を設置するとともに応急復旧資機材を備蓄している。

下水道については、災害時に備え、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めている。浄化センター及びポンプ場においては、停電時の機能確保において、非常用発電機の整備などを進めている。また、災害の発生により、汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した大清水浄化センターの汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を横浜市西部水再生センターと締結している。

電気については、東京電力パワーグリッド（株）において、神奈川総支社非常災害対策総支社本部及び藤沢支社非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、二次災害の発生を防止する。他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄、輸送用車両等や応急復旧用の発電機車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めている。

都市ガスについては、東京ガスネットワーク（株）において、ガス供給停止区域を最小限に抑えるため被害が大きい地域のみ供給停止するしくみを整えている。ガス供給を停止した地区は迅速な復旧を行うため、ITシステム整備や全国の都市ガス事業者の応援体制を作っている。LPガスについても、神奈川県LPガス協会において、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災地への応急復旧体制の整備を進める。

電気通信については、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行う。NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDIにおいても、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行う。災害発生後の電話回線の輻輳による安否確認等が困難になることに対して、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル等を運用するため、指定避難所では特設公衆電話の設置を進めている。

### 【課題】

大規模災害では、広範囲にわたって上下水道、電気、ガス、電気通信などのライフライン施設に大きな被害が発生し、復旧に時間を要する。そのため、緊急措置及び応急復旧が迅速に行える

よう、資機材の備蓄強化など、体制の強化が必要である。各関係機関は、事前の対策を一層進める必要がある。

また、復旧にあたっては、二次災害が起こらないように復旧にあたる体制の確立が必要である。

「対策推進協議会」において、応急復旧活動拠点の確保についての検討が必要である。

### 【取組の方向】

市及びライフライン関係機関は、ライフライン施設が市民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めているが、災害が発生した場合には、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、県及び他市町との応援協力体制の整備など応急復旧対策を進める。

県及びライフライン関係機関は、「対策推進協議会」において、応急復旧活動拠点の確保等、防災対策の推進に関する課題解決に向けた取組を進める。

### 【主な事業】

ライフラインの応急復旧対策計画に係る主な事業の詳細は、各論 I 第3部第14章を準用する。

## 第14章 災害廃棄物等処理計画

### 【現状】

国は東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年3月に都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に「災害廃棄物対策指針」を策定、県では、平成29年3月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定し、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めている。

市においては、平成30年3月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定めている。

### 【課題】

風水害において、甚大かつ広域的な災害が発生したときには、県が災害廃棄物の処理に主体的に関わることが必要である。

水害による災害廃棄物（片付けごみ）においては、浸水が解消された直後より収集を開始する必要がある。

災害時におけるし尿処理については、下水道部局との連携が重要である。

災害時におけるごみ処理に関しては、湘南地域県政総合センター所管の市町と相互援助協定を締結しているが、実際の災害時にどの様に連携していくのかを検討する必要がある。

### 【取組の方向】

市は、国で策定した災害廃棄物対策指針や県の策定指針を踏まえ、災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法等を定めた災害廃棄物等処理計画に基づき、事前の備えに努める。

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

市は、仮設トイレやその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努める。

市は、し尿処理対策については、現行のし尿処理施設の機能維持とともに、下水道部局との連携による取組について、先進例を研究しながら、手法の検討に努める。

近隣市町との広域的な支援体制については、県及び近隣市町との連携に努める。

大量の災害廃棄物の発生に備え、県域をこえた広域処理体制の確立に向けては、県との連携が肝要である。

市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策を促進する。

### 【主な事業】

災害廃棄物等処理計画に係る主な事業の詳細は、各論I第3部第15章を準用する。

## 第15章 広域応援体制計画

---

### 【現状】

市は、大規模地震の発生に伴い、被害の規模に応じて広域的な応援が必要な場合は、神奈川県に対し応援の必要性を伝え、応急対策職員派遣制度に基づいた総括支援チームの派遣など、必要となる応援の内容と応援規模等を調整する。

また、災害時相互応援協定に基づき、協定締結団体等に対し応援職員等の派遣を要請する。

自衛隊、警察、消防、防災関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等を含めた広域的な応援体制の構築に努めている。

### 【課題】

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するために防災関係機関とあらかじめ協議を行い、応援要請の手続、情報連絡体制、指揮体制等について具体的に定める必要がある。

また、広域防災拠点の整備や広域応援に対応した物資・資機材等の備蓄を促進するとともに、受入体制の整備や広域応援を含む防災訓練の実施等により、実効性のある広域応援体制の整備を図る必要がある。

### 【取組の方向】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に關し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化に努める。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮する。

市は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進める。また、他自治体等への支援の経験を活かして本市の広域的応援の円滑な受け入れのための体制のさらなる充実を図る。

### 【主な事業】

広域応援体制計画に係る主な事業の詳細は、各論Ⅰ第3部第16章を準用する。

## 第16章 風害に関する事前対策計画

### 【現状】

本市では、これまで台風等による倒木や強風により建築物の屋根がはがれるなどの被害が発生している。そのため、市では、気象情報により強風による被害を受けるおそれがある場合、パトロールによる点検を実施している。また、住宅をはじめとする建築物については、建築基準法第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性を確認している。

近年、日本各地で竜巻は年間平均約23件(2007年～2017年、海上竜巻を除く)発生している。

平成24年5月につくば市を中心に発生した竜巻では甚大な被害が発生している。

本市においても、平成18年に白旗地区、平成22年に鶴沼地区で竜巻と思われる突風が発生し、また、平成27年にも竜巻と思われる突風が発生し、六会地区を中心に街路樹が倒れるほか屋根が吹き飛ぶなどの被害を受けている。

### 【課題】

倒木のおそれのある樹木について、予防措置をとることが必要である。

強風時に外装材をはじめ建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要である。

台風や竜巻等の突風被害は、局所的・突発的に発生し、その発生を事前に予測することは困難である。そのため、突風被害による人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇したときの的確な身の守り方を身につけておく必要がある。

### 【取組の方向】

突風による被害に対しては、予防措置等をとることにより、被害を少なくすることを目指す。

国が作成している「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」を基本に、竜巻等についての知識と身の守り方を一人ひとりが学ぶことを目指す。

### 【主な事業】

#### 1 樹木対策（街路樹・公園の樹木等）

被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。

また、巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置を図る。

#### 2 建築物等対策

建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある設備等の安全対策を働きかける。

また、建築確認申請時に風圧力の構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認す

る。

### 3 屋外広告物及び道路占用物件対策

---

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与える、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、パトロールにより実態把握を行い、必要な防止措置を講じるよう、物件の設置者又は管理者を指導する。

### 4 竜巻等による突風対策

---

竜巻等突風災害に関する国の研究の動向を把握し、発災時の対応に役立てる。

竜巻等の突風に際して、人的被害を防ぐため、例えば「真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなるような兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する。」といった、一人ひとりがどのように行動すればよいか、普段の備えや、竜巻に関する知識や注意喚起の情報を、国が作成しているパンフレット等の活用や、市のホームページに掲載するなど、啓発の強化に努める。

竜巻注意情報が発表された場合には、様々な防災情報の伝達ツールを用いて適宜情報発信し、市民への注意喚起と不安の解消を図る。

### 5 農林水産物対策

---

気象情報についての注意を呼びかけるほか、農林水産業用施設等の補強、農作物の倒伏等への対応を促す。

### 6 資機材の整備等

---

屋根の損壊等に備え、ブルーシート等を備蓄し、市内店舗の在庫が不足している場合等には、地区防災拠点本部と連携し、市民配布を実施する。

## 第17章 雪害に関する事前対策計画

### 【現状】

本市では、雪は一年に数回降る程度であり、降り積もったときの市民の対応は慣れていないのが現状である。そのため、降雪への対応としては、過去の経験から、一定量の融雪剤を備蓄している。

雪による被害としては、転倒や交通事故による人的事故、倒木や家屋の損壊、鉄道やバスなどの運休、電線の切断による停電などライフラインの被害等が想定される。

昭和61年3月に発生した大雪では、鉄塔倒壊により電線が切断されたため大規模な停電となった。平成26年2月に発生した大雪では、市内各地で交通に支障が起こった。

### 【課題】

大雪等による都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策が必要である。

雪害に備え、人的被害をできる限り少なくするため、除雪するための資機材や融雪剤などを備蓄しておく必要がある。

降雪時には、一人ひとりがどのような行動をとったらよいか、啓発する必要がある。

ライフライン事業者は雪害に対する備えを立てておく必要がある。

### 【取組の方向】

雪害に対し、資機材の整備やライフラインの施設等の機能の確保などに向けた取組を進める。

### 【主な事業】

#### 1 ライフライン施設等の機能の確保

市はライフライン事業者（上下水道、電気、ガス、電話等）に対し、ライフライン関連施設の雪害に対する安全確保について、平常時から調整を図っておくものとする。

#### 2 資機材の整備等

##### （1）資機材の整備及び維持管理

大雪による除雪、融雪、凍結防止活動等を速やかに行うため又、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、スコップ等の除雪資機材及び救急救助活動用資機材を整備しておくものとする。

市が所管する公共施設に関しては、施設ごとに施設利用者等の安全確保を図るために必要な角スコップ及び融雪剤の配備を進めるとともに、公共施設等に設置している防災備蓄倉庫を利用して、急な降雪に備えた融雪剤の備蓄に努める。

また、効果的な除雪の方法、運搬、仮置き場などについても検討する必要がある。

## (2) 資機材の緊急調達

資機材の保管場所の確保、維持管理に努めるものとする。不足が生じた場合或いは、上記以外の資機材が緊急に必要となった場合に備え、あらかじめ緊急調達先、調達方法を定めておくものとする。

## 3 通信手段の確保

---

災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作習熟に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するものとする。

## 第18章 火山災害に関する事前対策計画

### 【現状】

本市に被害を及ぼすおそれのある主な火山としては、箱根山と富士山が挙げられる。

いずれの火山も、本市に影響を及ぼす現象は降灰である。このため、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は、県・関係機関と連携し、情報伝達と降灰対策を主体に、応急対策を実施する。

なお、富士山は、1707年（宝永四年）に大規模な噴火をした後、約300年間に渡って噴火は発生していないが、平成12年及び平成13年に富士山直下で低周波地震の多発が観測された。浅い地震活動や地殻変動の異常は観測されなかつたため、直ちに噴火等の発生を懸念するような活動ではなかつたが、改めて富士山が活火山であることが再認識された。

また、箱根山では、平成27年にごく小規模な噴火が発生したことを受け、噴火警戒レベルが3に引き上げられ、一部地域に避難指示が出されるなどした。

令和2年度には、大規模噴火時の広域降灰対策検討WGにおいて、大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提が検討され、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について、富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースにして検討した結果が報告された。また、富士山火山防災協議会が富士山ハザードマップを17年ぶりに改定し、溶岩流が小田原市・南足柄市・山北町・松田町・開成町・大井町・相模原市まで到達するシミュレーション結果が公表されたが、降灰に関しては、国の検討が進んでいることもあり、影響範囲は見直されなかつた。

令和4年度には、神奈川県が設置する富士・箱根火山対策連絡会議の火山灰除灰・処分ワーキンググループにおいて、降灰の影響と対策について、県・市町村・関係機関で認識共有を図つた。

### 【課題】

本市への大量の降灰は、富士山又は箱根山で、高さ数kmを超えるような噴煙を吹き上げる大規模な噴火が発生した場合である。この場合、火山灰は高層の強い偏西風に乗り、東へ流され、地上へ降り注ぐことになる。宝永噴火の教訓から、本市へは数時間程度で降り始めると推定される。これに対して市は、県及び防災関係機関、藤沢市建設業協会と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するための対策を検討する必要がある。

さらに、降灰による被害は、降雨時と乾燥時、噴火時間、曜日などで大きく違いが出ると推定される。具体には、家屋被害、健康被害、道路、鉄道、航空機などの交通関係への被害、電気、上下水道、ガス、電話などのライフライン被害及び農作物や生態系への被害が予想されることから、火山灰を早急に除去する必要がある。そのためには除灰用資機材、除灰の方法、運搬、回収した火山灰の仮置き場や処分場、処分の方法などについて検討する必要がある。

### 【取組の方向】

大量の降灰が本市に降り、雨が降れば二次災害である泥流災害が発生、また、降灰が川に流れた場合には、泥流、河川氾濫発生の危険があり、大きな被害が予想されることから降灰対策が重

要であると位置づける。具体的な対策については、国、県その他の防災関係機関と連携を図る。

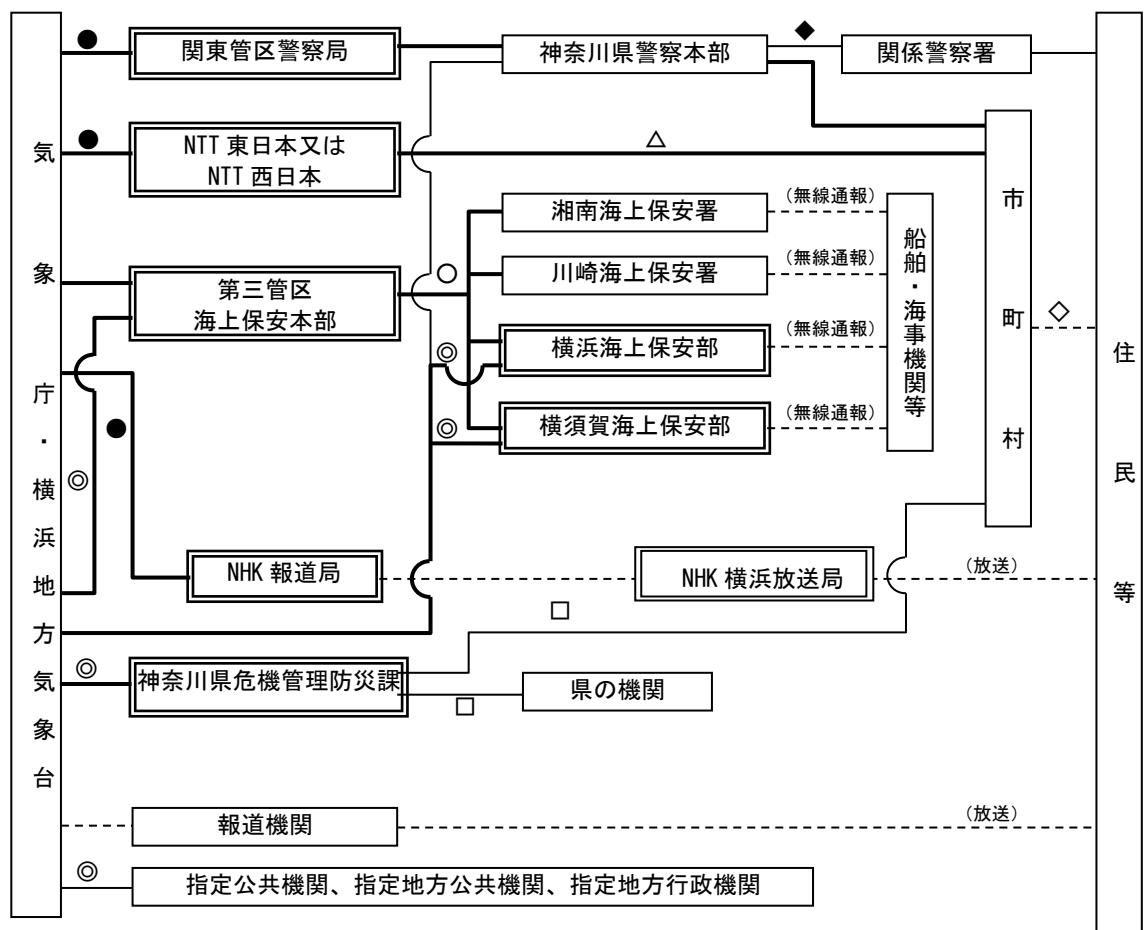
## 【主な事業】

### 1 噴火警報等伝達体制の整備

#### (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化する。



凡例	
—	法令 (気象業務法等) による通報系統
- - -	法令 (気象業務法等) による公衆への周知依頼 及び周知系統
—	地域防災計画、行政協定 その他による伝達系統
●	オンライン
◎	防災情報提供システム (専用線)
○	専用電話・FAX
△	加入電話・FAX
□	県防災行政通信網等
◇	市町村防災行政無線等
◆	自営無線等
[Boxed]	法令により、気象官署から 警報事項を受領する機関

図 3-1 噴火警報等の伝達系統図

## (2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

## 2 降灰対策

市は、国、県、防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、箱根山及び富士山の火山災害等について防災対策を検討する。

また、富士山火山避難基本計画(令和5年3月富士山火山広域避難計画検討委員会)を踏まえ、降灰からはまずは堅牢な建物へ避難すべきことについて、市民等へ周知・啓発する。

## 3 火山に関する知識の普及・啓発

### (1) 市民等への防災知識の普及

火山災害について、市民への正しい理解が進むよう、富士山ハザードマップ（降灰可能性マップ）等の周知や火山活動等に関する情報の提供に努める。

また、火山災害時に備えて、マスクなどの備蓄品の必要性について周知を図る。

### (2) 児童生徒等への防災知識の普及

学校は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。

## 第19章 要配慮者利用施設の名称及び所在地

### 第1節 洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設

本節は、水防法第15条第1項に基づき、洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる次の要配慮者利用施設を定めるものである。

市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により洪水予報等を伝達するものとする。

また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に加え、市長へ訓練結果の報告をしなければならない（同法第15条の3第1項）。

要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のものとする。

なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。

- ア 高齢者施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、老人福祉センター、サービス付き高齢者向け住宅）
- イ 障がい児・者施設（生活介護事業所、自律訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障がい者グループホーム、短期入所事業所、日中一時支援事業所、太陽の家、点字図書館、聴覚障がい者福祉センター、総合療育相談センター、障がい児者地域活動ホーム、障がい児者一時預かり事業所、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）
- ウ 児童福祉施設（保育所、私設保育施設、放課後児童クラブ）
- エ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、特別支援学校）
- オ 医療施設（病院、有床診療所、人工透析医療施設）

### 第2節 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設

本節は、土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる要配慮者利用施設を定めるものである。

市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達するものとする。

また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に加え、市長へ訓練結果の報告をしなければならない（同

法8条の2第1項)。

要配慮者利用施設の範囲は、土砂災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。

なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。

- ア 高齢者施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、老人福祉センター、サービス付き高齢者向け住宅)
- イ 障がい児・者施設(生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障がい者グループホーム、短期入所事業所、日中一時支援事業所、太陽の家、点字図書館、聴覚障がい者福祉センター、総合療育相談センター、障がい児者地域活動ホーム、障がい児者一時預かり事業所、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)
- ウ 児童福祉施設(保育所、私設保育施設、放課後児童クラブ)
- エ 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校)
- オ 医療施設(病院、有床診療所、人工透析医療施設)

### 第3節 高潮浸水想定区域における要配慮者利用施設

本節は、水防法第15条第1項に基づき、高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる次の要配慮者利用施設を定めるものである。

市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により高潮警報等を伝達するものとする。

また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に加え、市長へ訓練結果の報告をしなければならない(同法第15条の3第1項)。

要配慮者利用施設の範囲は、高潮浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のものとする。

なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。

- ア 高齢者施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、老人福祉センター、サービス付き高齢者向け住宅)
- イ 障がい児・者施設(生活介護事業所、自律訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支

援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障がい者グループホーム、短期入所事業所、日中一時支援事業所、太陽の家、点字図書館、聴覚障がい者福祉センター、総合療育相談センター、障がい児者地域活動ホーム、障がい児者一時預かり事業所、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)

ウ 児童福祉施設（保育所、私設保育施設、放課後児童クラブ）

エ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、特別支援学校）

オ 医療施設（病院、有床診療所、人工透析医療施設）

## 第4部 災害時の応急活動計画

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測する事が可能なことから、被害を軽減するためには、気象庁等からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動など、災害発生直前の対策が重要である。

災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概略的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。

市では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づいて災害対策本部設置の判断をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。

また、市民や企業等が適切な行動をとるためには、災害に関する情報や交通情報等の情報が必要となる。そのため、県や関係機関等と連携して必要な情報の迅速な提供に努める。

応急対策活動の実施にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進める。特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において重要な時間帯であるため、活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

また、避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進める。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間的経過に沿った対策を進める。

特に、大規模な水災害の発生が予測される場合は、発災前から、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくことが必要となることから、時系列にそったタイムライン（防災行動計画）を活用することが重要である。

章	節	実施担当
第1章 災害対策本部等の設置、運営	第1節 災害発生直前の対策	各指揮本部
	第2節 初動体制の確立	各指揮本部
	第3節 災害対策本部等の設置、運営	各指揮本部
	第4節 災害対策要員の確保	各指揮本部
	第5節 災害対策資源の確保と活用	各指揮本部
第2章 災害時情報の収集・伝達	第1節 気象情報等の収集・伝達	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第2節 被害情報の収集・伝達	各指揮本部
	第3節 災害広報の実施	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
第3章 救助・救急活動	第1節 応急体制	消防局指揮本部
	第2節 応急活動	消防局指揮本部
	第3節 行方不明者の捜索	消防局指揮本部
	第4節 通行禁止区域における措置命令等	消防局指揮本部
	第5節 消防応援要請	消防局指揮本部

章	節	実施担当
第4章 医療救護活動	第1節 医療救護活動体制の確立	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第2節 医療情報の収集・提供	企画政策部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
	第3節 医薬品等の確保	健康医療部(保健所)指揮本部
	第4節 ライフラインの確保	健康医療部(保健所)指揮本部・市民病院指揮本部
	第5節 傷病者の搬送体制	健康医療部(保健所)指揮本部・消防局指揮本部・市民病院指揮本部
第5章 警備等対策	第1節 陸上警備救助活動	県警察
	第2節 海上警備救助活動	湘南海上保安署
第6章 避難対策	第1節 避難情報	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部・県警察・湘南海上保安署・自衛隊
	第2節 指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ) の開設・運営・閉鎖	本部事務局・教育部指揮本部・市民自治部指揮本部・地区防災拠点本部
	第3節 他市町村への避難	本部事務局
	第4節 風水害対策の避難計画	各指揮本部
	第5節 帰宅困難者対策	各指揮本部
	第6節 応急仮設住宅	計画建築部指揮本部
	第7節 住宅の応急修理・障害物の除去	計画建築部指揮本部
	第8節 ペット対策	健康医療部(保健所)指揮本部
	第9節 車両による避難	本部事務局
	第10節 男女双方の視点、ジェンダー平等 に配慮した生活環境の確保	地区防災拠点本部
第7章 要配慮者支援対策	第1節 災害発生時の支援体制	企画政策部指揮本部・市民自治部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・子ども青少年部指揮本部・教育部指揮本部・地区防災拠点本部
第8章 被災者救援対策	第1節 応急給水	市民自治部指揮本部・地区防災拠点本部
	第2節 食料供給	総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
	第3節 生活物資供給	総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
	第4節 救援物資の受入れ・配分	総務部指揮本部・財務部指揮本部・市民自治部指揮本部・生涯学習部指揮本部・経済部指揮本部・地区防災拠点本部
第9章 保健衛生、防疫、遺体の 処置等に関する活動	第1節 保健衛生対策	健康医療部(保健所)指揮本部
	第2節 防疫活動	健康医療部(保健所)指揮本部・環境部指揮本部
	第3節 遺体の処置(遺体安置所の開設) 及び埋・火葬	生涯学習部指揮本部・福祉部指揮本部・健康医療部(保健所)指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
第10章 文教対策	第1節 学校の応急措置	教育部指揮本部
	第2節 学校教育の再開	教育部指揮本部
	第3節 社会教育施設・生涯学習施設の応 急措置	生涯学習部指揮本部
第11章 緊急輸送対策	第1節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の 確保対策	道路河川部指揮本部・県警察
	第2節 輸送拠点の確保	生涯学習部指揮本部
	第3節 輸送手段の確保	本部事務局・財務部指揮本部

章	節	実施担当
	第4節 障害物の除去	計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部

章	節	実施担当
第12章 ライフラインの応急対策	第1節 情報交換・連携体制	本部事務局
	第2節 下水道	下水道部指揮本部
	第3節 上水道施設	県営水道
	第4節 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
	第5節 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)・LPガス協会
	第6節 電気通信施設	NTT 東日本
第13章 災害廃棄物等処理対策	第1節 災害廃棄物の処理に関する基本方針	環境部指揮本部
	第2節 災害廃棄物等処理体制の確立(情報収集・記録の開始、連絡体制の確保)	環境部指揮本部
	第3節 し尿の処理	環境部指揮本部・下水道部指揮本部
	第4節 生活ごみの処理	環境部指揮本部
	第5節 がれきの処理	環境部指揮本部
第14章 広域応援体制	第1節 広域応援要請	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第2節 海外からの支援の受入れ	本部事務局
第15章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動	第1節 ボランティア活動支援拠点の設置	福祉部指揮本部・地区防災拠点本部
	第2節 災害救援ボランティア活動の連携	福祉部指揮本部
	第3節 災害救援ボランティアの受入れ	福祉部指揮本部・行政委員会指揮本部
	第4節 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援	福祉部指揮本部・行政委員会指揮本部・地区防災拠点本部
第16章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等	—	本部事務局・企画政策部指揮本部・市民自治部指揮本部・財務部指揮本部・消防局指揮本部・地区防災拠点本部
第17章 災害救助法	—	本部事務局・財務部指揮本部
第18章 二次災害の防止活動	第1節 崖崩れ等による二次災害対策	企画政策部指揮本部・計画建築部指揮本部・都市整備部指揮本部・道路河川部指揮本部
	第2節 爆発等及び有害物質による二次災害対策	本部事務局・企画政策部指揮本部・消防局指揮本部
	第3節 被災宅地危険度判定	計画建築部指揮本部
第19章 水防対策	第1節 水防責任	本部事務局・消防局指揮本部
	第2節 監視警戒及び重要水防区域	道路河川部指揮本部
	第3節 取水堰、防潮門扉等	経済部指揮本部・道路河川部指揮本部
	第4節 水防活動用の警報・注意報及び波浪警報の種類	本部事務局・消防局指揮本部
	第5節 水位周知河川等	本部事務局・消防局指揮本部
第20章 風害対策	第1節 災害時情報の収集・伝達	本部事務局・消防局指揮本部
	第2節 活動体制の確立	各指揮本部
	第3節 応急活動の実施	各指揮本部
第21章 雪害対策	第1節 災害時情報の収集・伝達	本部事務局・消防局指揮本部
	第2節 活動体制の確立	各指揮本部
	第3節 応急活動の実施	各指揮本部
第22章 火山災害対策	第1節 災害時情報の収集・伝達	本部事務局・消防局指揮本部
	第2節 活動体制の確立	各指揮本部
	第3節 応急活動の実施	各指揮本部

## 第1章 災害対策本部等の設置、運営

風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、市民の生命、財産の安全を確保するための災害応急対策について定める。

### 第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

そのために、時系列にそったタイムライン（防災行動計画）を活用する。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮するとともに市民にとってもわかりやすい情報伝達に努める。

#### 1 警戒及び注意の喚起

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関の警戒や注意を喚起する。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、市に伝達する。

市は、日ごろから洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域について、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域の警戒活動を行う。

#### 2 避難の準備

市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、高齢者等避難を発令し、避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者に対し避難の準備及び避難開始を求める。さらに状況が悪化し、災害が発生するおそれがある場合は、避難指示の発令を行う。

市は、関係者と協議の上、あらかじめ避難計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じるものとする。その主な内容は、次の事項を具備するものとする。

- ア 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- イ 避難の経路及び誘導方法
- ウ 避難場所の照明設備、給水、給食、毛布等の資機材の確保

### 3 避難場所の開設

市は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じた避難場所を開設し、速やかに地域住民に周知する。

### 4 他市町村への事前避難

市は、災害が発生するおそれがある場合、指定緊急避難場所等を開設することが困難であり、かつ避難を要する住民等を他の市町村に避難させる必要がある場合は、他の市町村長に受け入れに関して協議をする。

### 5 災害未然防止活動

水防管理者、消防団長又は消防局長は、隨時、区域内の河川、海岸等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者、消防団長又は消防局長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

水防管理者は、その区域内における農業用取水堰及び水閘門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとする。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作にあたり、これによって生じる危害を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ、市長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

市は、冠水した道路への迅速な対応を図る。

## 第2節 初動体制の確立

風水害等発生直後から実施する応急活動について、勤務時間内、勤務時間外に災害が発生したケースに分けてその内容を定める。

### 1 勤務時間内に風水害等が発生した場合

#### ① 風水害の緊急措置

勤務時間内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急措置として、職場ごとに次の措置を行う。

##### ア 庁舎等各公共施設の被害状況の把握

各部は、管理する施設の被害状況を把握し、災害対策本部に速やかに報告する。

##### イ 来訪者等の安全確保と避難誘導

職員は、来訪者の安全を確保し、避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導を行う。

ウ 被害状況を踏まえた各公共施設の緊急防護措置

各部は、被害の状況により、各公共施設の内外にわたり危険箇所への立入規制や、薬物・危険物等に対する緊急防護措置を行う。

エ 非常用自家発電機能や通信機能等の確保

各部は、非常用自家発電設備や通信設備等の被害状況を把握するとともに、自家発電機能や通信機能等を確保する。

② 台風・集中豪雨等気象情報の収集

各部は、各論Ⅱ第4部第2章に定める災害情報収集システムに基づき、本市の気象観測装置、県防災行政通信網、テレビやラジオ等から気象情報を収集する。

③ 高潮・浸水危険地域への伝達

高潮・浸水危険地域住民への連絡内容が緊急を要する場合は、あらゆる手段を用いて伝達する。

関連⇒各論Ⅱ第4部第2章第3節 災害広報の実施

④ 緊急水害対策の実施

ア 排水ポンプの配置

浸水による被害が予想される地域で特に事前配置を要する地域から排水ポンプを配置する。

イ 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設

関連⇒各論Ⅱ第4部第6章第2節 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖

ウ 避難の指示・誘導

高潮による被害が予想される沿岸地域や浸水被害、崖崩れ被害が予測される地域住民に対し、迅速に避難の指示・誘導を行う。

関連⇒各論Ⅱ第4部第6章第2節 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖

## 2 勤務時間外に風水害等が発生した場合

① 台風・集中豪雨等気象情報の収集

職員は、勤務時間外に災害の発生又は発生のおそれがあることを知ったときは、テレビ、

ラジオ、インターネット、メールマガジン、防災行政用無線等から速やかに気象情報等の収集に努める。

② 職員参集

- ア 各指揮本部長は、各論Ⅱ第3部第1章第4節に基づき風水害等配備指令が発令されたときは、あらかじめ定めた職員を動員する。
- イ 各指揮本部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急活動班を編成する。この場合、あらかじめ定められた職員以外の職員を指名し、班ごとに応急活動を命ずることができる。
- ウ 動員命令の伝達は、災害対策連絡系統及び各部で定めた連絡系統による。

関連⇒各論Ⅱ第3部第1章第4節 職員の配備・動員

③ 配備状況の報告

- ア 各指揮本部長は、職員の配備状況を、本部事務局を通じ、本部長に報告する。
- イ 報告は、本部長が指定する時間、配備が完了した時点をもって報告する。

④ 参集時の緊急措置

災害対策本部、地区防災拠点本部等の緊急措置は、次のとおりとする。

ア 各庁舎の被害状況の把握

- イ 被害状況を踏まえて、庁舎等の緊急防護措置
- ウ 庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）
- エ 非常用発電機能や通信機能の点検等

（以下、「台風・集中豪雨情報の伝達」以降の流れは、勤務時間内と同じ）

### 第3節 災害対策本部等の設置、運営

市長は、風水害等による災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、災害応急活動を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

詳細は、序論第2部第1章第2節及び第4節を準用する。

### 第4節 災害対策要員の確保

災害対策要員の確保の詳細は、各論Ⅰ第4部第1章第3節を準用する。

### 第5節 災害対策資源の確保と活用

災害対策資源の確保と活用の詳細は、各論Ⅰ第4部第1章第4節を準用する。

## 第2章 災害時情報の収集・伝達

災害時における情報収集・伝達活動は、人命救助、消火、自衛隊の災害派遣要請や他自治体の応援要請等の判断に係る重要な活動であり、迅速かつ的確に行う必要がある。そのため、本章では、市の情報ネットワークを明らかにし、気象情報や被害情報等の収集と伝達について定める。

### 第1節 気象情報等の収集・伝達

#### 1 気象情報等の発表等

##### (1) 注意や警戒の喚起

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて特別警報、警報又は注意報を発表し、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起する。また、24時間体制を取っている県くらし安全防災局では、直ちに県防災行政通信網を通じて、県機関、本市など関係する機関に伝達する。

##### ① 特別警報、警報及び注意報の種類

横浜地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。

特別警報は、大雨や強風等の気象現象により予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに行う。警報は、大雨や強風等の気象現象により、重大な災害が発生するおそれがあるときに行う。また、注意報は、大雨や強風等の気象現象により災害が発生するおそれがあるときに行う。

特別警報の種類は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、波浪特別警報及び高潮特別警報である。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、波浪警報及び高潮警報である。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、波浪注意報、高潮注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、融雪注意報、なだれ注意報及び低温注意報である。

##### ② 特別警報、警報及び注意報の発表区域

特別警報並びに一般の利用のための警報及び注意報は、市町村（二次細分区域）単位に発表する。（神奈川県の沿岸約37km以内の海域を含む。）

##### ③ 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

水防活動用の気象警報及び注意報に対応する一般の利用の特別警報、警報及び注意報は、

第19章第4節のとおりである。

④ 多摩川・相模川・鶴見川・酒匂川洪水予報（水防活動用）

多摩川（万年橋から海までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、国土交通省関東地方整備局と気象庁は、多摩川洪水予報として、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表する。

相模川下流（神川橋から海までの区間）と鶴見川（第三京浜高速道路橋から海までの区間）については、国土交通省京浜河川事務所と横浜地方気象台が相模川下流洪水予報及び鶴見川洪水予報として、両河川に対する洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表する。

相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が、相模川中流洪水予報として、酒匂川（足柄橋から海までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が酒匂川洪水予報として、それぞれ、洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同発表する。

発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、県河川課、国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防災機関等に伝達する。

⑤ 土砂災害警戒情報

神奈川県と横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達したときとする。

土砂災害警戒情報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、神奈川県土整備局と横浜地方気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壤の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、神奈川県と横浜地方気象台は「神奈川県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき、基準を取り扱うものとする。

発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、神奈川県と横浜地方気象台から関係機関に伝達する。

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表

層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要がある。

市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流、斜面の状況や気象状況、神奈川県が提供する補完情報等も併せて、総合的に判断することが大切である。

#### ⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表 4-1 キキクル等の種類と概要

種類	概要
大雨土砂キキクル (大雨警報(土砂災害) の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報を発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒):緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル(大雨警報 (浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル(洪水警報 の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指標の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒):緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指標の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

#### ⑦ 地方海上警報

気象庁は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県の沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表する。

発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部運用司令センターから無線通信により関係船舶に通報する。

⑧ 土砂災害緊急情報（横浜気象台の発表とは別）

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民へ避難の指示等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものである。

表 4-2 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 警戒レベル 5 相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 高潮 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 警戒レベル 4 相当
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表 4-3 警報・注意報基準一覧表（発表官署 横浜地方気象台、令和4年11月24日現在）

藤沢市	府県予報区	神奈川県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	湘南	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	15
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	107
	洪水	流域雨量指基準	小出川流域=6.3、目久尻川流域=14.1、境川流域=27、柏尾川流域=21.6、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8
		複合基準*1	柏尾川流域=(9, 19.4)、蓼川流域=(9, 8.8)
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]、相模川中流[相模大橋]
	暴風	平均風速	陸上 25m/s
		海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 25m/s 雪を伴う
		海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	5.0m
	高潮	潮位	1.4m
注意報	大雨	表面雨量指基準	11

		土壤雨量指数基準	78
洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=5、目久尻川流域=11.2、境川流域=21.6、柏尾川流域=17.2、引地川流域=15.5、蓼川流域=7.8	
	複合基準*1	境川流域=(10, 17.3)、柏尾川流域=(6, 17.2)、蓼川流域=(6, 7.8)	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	12m/s
		海上	12m/s
風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
		海上	12m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	1.2m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 55%		
なだれ			
低温	夏期:最低気温 16°C以下が数日継続 冬期:最低気温 -5°C以下		
霜	最低気温 4°C以下 晩霜期		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

表 4-4 警報・注意報の地域細分

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三 浦 半 島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足 柄 上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

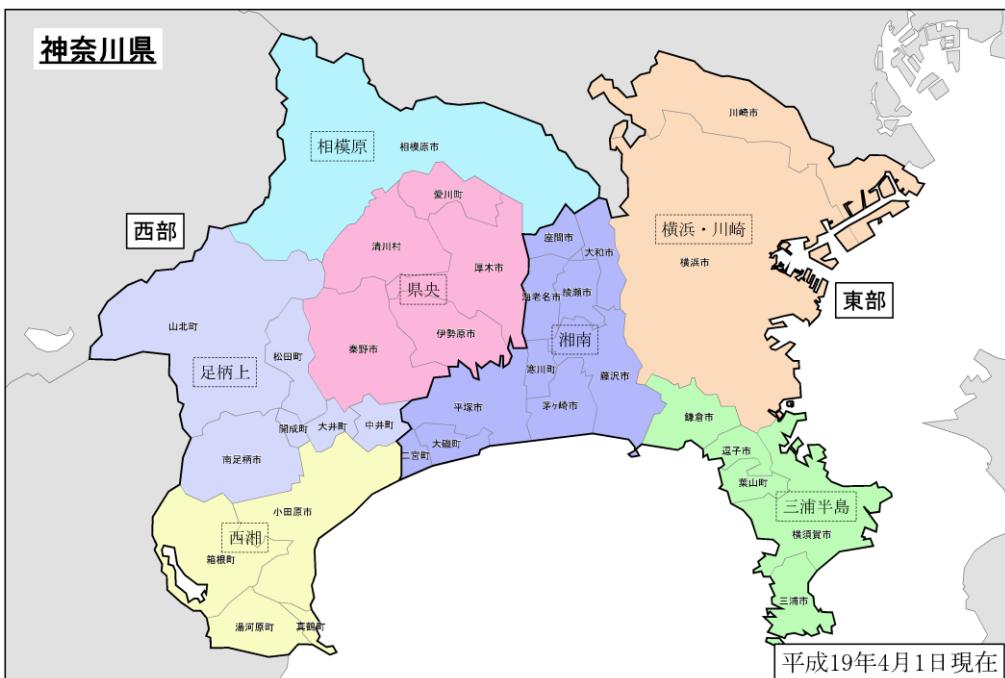


図 4-1 警報・注意報の発表区域

## (2) 気象情報の伝達

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

発表された情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達する。

### ① 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表する。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### ② 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。

気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って現象を予告し、注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の現象の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激

しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

③ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(運用基準は、1時間雨量が100mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(3) 各種気象通報

横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。

① 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準により神奈川県知事に対して通報する。

ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

イ 陸上で毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき

\*実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とする。

県は、火災気象通報を市長に伝達する。

② 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認め

たときは、火災警報を発することができる。

#### (4) 地方海上警報の種類、海域及び伝達系統

##### ① 地方海上警報の種類

地方海上警報の種類は、次のとおり。

表 4-5 地方海上警報の種類

種類	説明
海上風警報	風力階級 7 の場合
海上濃霧警報	濃霧について、警報を必要とする場合
海上強風警報	風力階級 8~9 の場合
海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合(台風により気象庁風力階級表の風力階級 12 の場合を除く)
海上台風警報	台風により風力階級 12 の場合
海上警報解除	継続中の警報を解除する場合
海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合

※海上警報の種類は、24 時間以内に予想される最大の風の強さに応じて分類している。

風力階級は、「気象庁風力階級表」(ビューフォート風力階級)による。

風及び霧以外の現象について「海上(現象名)警報」として警報を行うことがある。(例: 海上着氷警報、海上うねり警報など。)

##### ② 地方海上警報の発表海域

地方海上警報は、全国の沿岸から 300 海里以内の海域を 12 海域に分割して発表する。

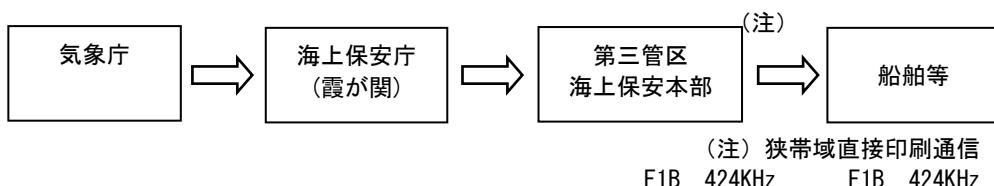
このうち、神奈川県の沿岸に係る海域を次に示す。

表 4-6 神奈川県の沿岸に係る海域

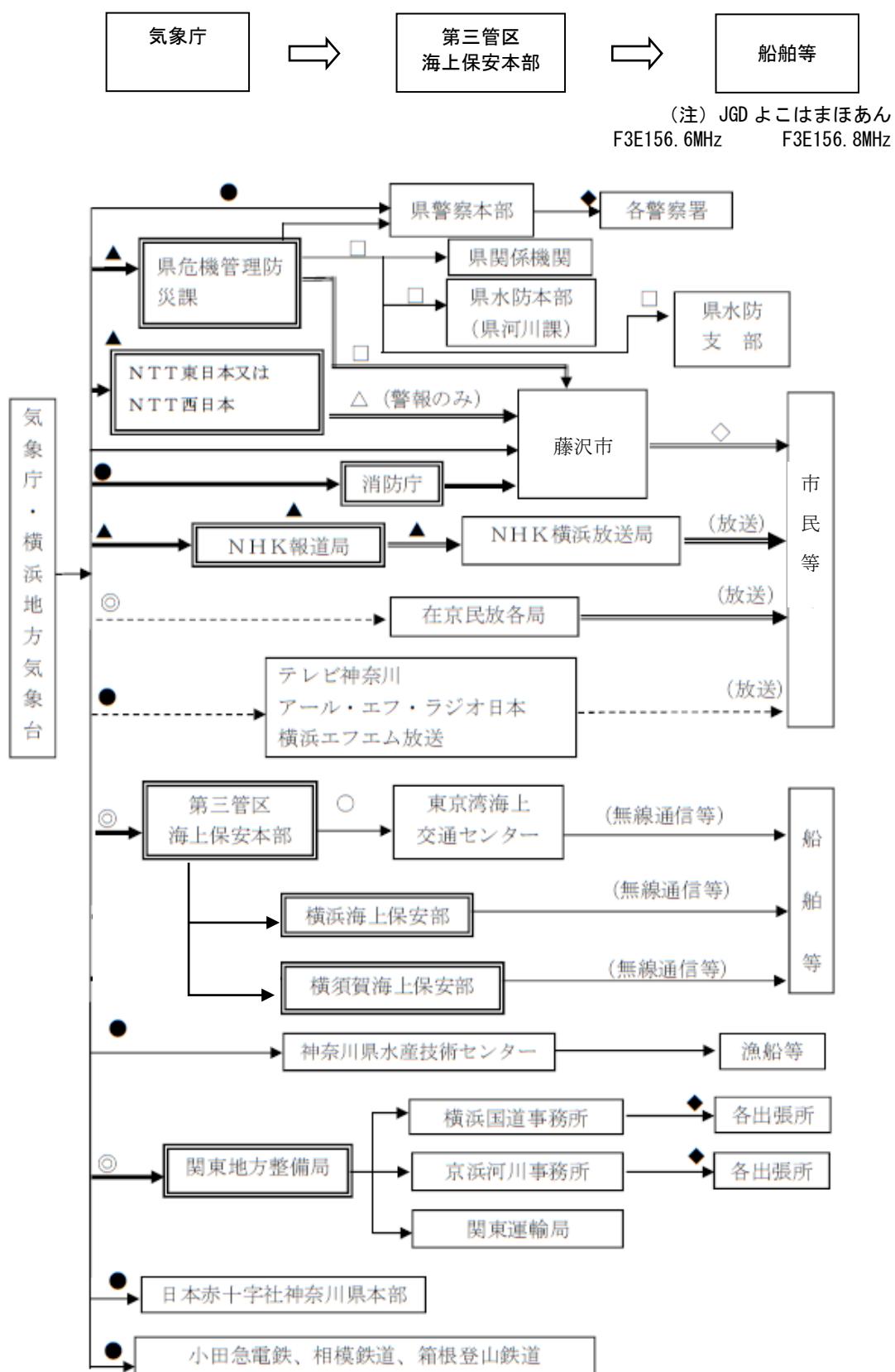
海域の名称及び範囲	細分した海域の名称及び範囲
関東海域 範囲: 福島県と茨城県との境界線から 90 度に引いた線以南及び神奈川県と静岡県の境界線から東経 139 度 18 分、北緯 34 度 54 分の点を経て、東経 138 度 50 分、北緯 34 度 20 分の地点に至り、さらにその点を基点として 180 度に引いた線以東の海岸線から 300 海里以内の海域	関東海域北部 範囲: 関東海域のうち、北緯 34 度以北の海域  関東海域南部 範囲: 関東海域のうち、北緯 34 度以南の海域

##### ③ 地方海上警報の伝達系統

###### ア 横浜ナブテックス系統



#### イ 無線通信、無線電話系統



(注1)「神奈川県風水害等災害対策計画」参照

図 4-2 特別警報、警報及び注意報の伝達系統図

## 2 気象情報等の収集・伝達

### (1) 情報の収集

収集内容は風水害に関する情報とする。

### (2) 市民への情報伝達

風水害では、屋外に設置された市防災行政無線の広報が風雨等により、十分に伝達されないため、情報伝達については多重化を図る。

### (3) 藤沢市各部への情報伝達

停電により庁内放送が使用できない場合は、伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報伝達するよう努める。

## 3 水位周知河川情報の収集・伝達

水位周知河川であり、県知事が通知及び周知を行う下記の河川の氾濫注意水位等の基準水位等の水位情報については、迅速に収集するとともに、市民には様々な情報手段を通して伝達する。

- ・水位周知河川 小出川、目久尻川、境川、柏尾川、引地川、蓼川

### 第2節 被害情報の収集・伝達

特に混乱が生じる災害時の初動期では、住民避難、人命救助活動、応援要請に係る情報を迅速かつ的確に入手することが重要となる。また、入手した情報は、職員の動員や住民への注意喚起・避難対応など災害の状況に応じて、活用可能であらゆる通信手段を用いて伝達する必要がある。

詳細は、各論 I 第4部第2章第2節を準用する。

### 第3節 災害広報の実施

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

詳細は、各論 I 第4部第2章第3節を準用する。

## 第3章 救助・救急活動

本章では、風水害等対策のため、消防局が行う応急体制及び応急活動について定める。

### 第1節 応急体制

風水害が発生し、又は発生が予想される場合、消防局は次により応急体制を確立する。

#### 1 風水害対策会議の設置

消防警備活動指針及びその対策を決定するため、消防局に「風水害対策会議」を設置する。

#### 2 警戒体制及び事前配備体制

災害の発生が予測される場合、又は災害が発生した場合、別に定める消防計画に基づき体制を整えるものとする。

#### 3 消防局指揮本部の設置

市災害対策本部が設置された場合は、消防局指揮本部を設置し、別に定める消防計画に基づき活動するものとする。

#### 4 職員の動員

配備体制発令時の職員の動員は、別に定める消防計画に基づき動員する。

### 第2節 応急活動

風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、災害の未然防止と災害の拡大防止を図るため、総力を結集して次の応急活動を実施する。

#### 1 消防隊の実施する応急活動項目

##### (1) 巡回警戒活動

配備体制が発令された場合は、災害の早期発見と被害状況把握のため、危険区域等を重点に実施する。

##### (2) 広報活動

被害の発生が予想される場合は、地域住民に対し、警戒を促すため実施する。

(3) 災害現場における応急措置活動

河川の氾濫及び決壊、崖崩れ等の災害が発生した場合、災害拡大防止と被害の軽減を図るため実施する。

(4) 避難指示

現に災害が発生し、又は災害の発生が予想され、住民の生命、身体が危険な場合、住民を災害から保護するため、実施する。

(5) 人命救助・救護活動

人的被害があると認められた場合、人命の安全確保を図るため、他の活動に優先して実施する。

(6) 土砂災害警戒情報発表時の活動

土砂災害警戒情報が発表されたときは直ちに危機管理課と警防課で協議し、上記の(1)、(2)、(4)を実施する。

## 2 巡回活動

配備体制が発令された場合、災害の早期発見と被害状況などの把握のため、危険区域を重点に次により巡回警戒活動を実施する。

- ア 巡回警戒活動は、各地区の救急隊を除くすべての部隊をもって行う。
- イ 巡回警戒活動は、事前計画に基づき危険区域を重点に行う。
- ウ 巡回警戒活動にあっては、住民に対する広報を併せて実施する。
- エ 巡回警戒活動中、河川、堤防等の異常を発見したときは、当該管理者に連絡し、必要な措置を求めるとともに、防災関係機関へ通報する。

## 3 情報収集

配備体制が発令された場合は、次により災害状況、被害状況の収集・伝達を行う。

(1) 情報収集

消防局においては、次の情報を収集する。

- ア 市内の降雨量等
- イ 被害の発生状況
- ウ 住民の避難状況
- エ 消防隊等及び消防団等の応急活動実施状況
- オ その他必要と認めるもの

## (2) 情報伝達

指揮本部長は、収集した情報のうち、災害対策本部で必要であると認める情報を速報として災害対策本部へ報告する。

## 4 広報活動

配備体制が発令された場合は、市民に対する広報及び報道関係機関に対する広報を次により実施する。

### (1) 市民に対する広報

市民に対する広報は、警戒を促すための注意広報と避難情報を伝達するための避難広報に区分し、防災行政無線、消防隊の拡声器によるほか、直接口頭伝達により、次の事項を実施する。

#### ① 注意広報

- ア 住民が必要とする気象情報
- イ 予想される被害
- ウ 家屋及びその周辺の点検
- エ 避難の準備
- オ その他必要と認める事項

#### ② 避難広報

- ア 避難指示が発令された地域の範囲
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難上の注意事項
- オ 避難路
- カ その他必要な事項

### (2) 報道機関に対する広報

報道機関に対する広報は、災害対策本部広報を原則とするが、消防局で把握した情報の中から必要に応じて発表する。

## 5 避難指示の発令に伴う活動

災害対策本部長から避難対象地区の住民に対し、避難指示の発令があった場合は、避難誘導を実施する。

### (1) 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達要領は、本節に定めるとおりとする。

## (2) 避難指示実施の通報

住民への危険が切迫しており、災害対策本部長から指示を受ける暇がなく、消防機関独自で避難指示を実施した場合は、災害対策本部長へ、次の事項について速やかに報告する。

- ア 避難指示の実施期間
- イ 避難指示の対象地域の範囲
- ウ 避難理由
- エ 避難先
- オ 避難世帯・人員
- カ その他必要と認める事項

## 6 災害対応

風水害による被害を軽減するため、次により災害対応を実施する。

### (1) 消防隊等の出動

消防隊等の出動は、災害の種別規模に応じて原則として次のとおり出動する。

- ア 人的被害を伴わない災害で偵察、調査を必要と認める災害
  - ・消防隊 1 隊
- イ 人的被害を伴う災害
  - ・指揮隊 1 隊
  - ・消防隊 1 隊
  - ・救助隊 1 隊
  - ・救急隊 1 隊　　計 4 隊

ただし、多数の人的災害がある場合、又は災害現場から要請があった場合は出動を増強する。

### (2) 災害対応の原則

風水害災害時の現場活動は、人命の安全の確保を基本とし、次の事項に留意し活動する。

- ア 共通活動
  - ・二次災害防止
  - ・警戒区域の設定
  - ・隊員等の安全管理
  - ・資機材の有効活用
  - ・防災関係機関との連携確保

イ 崖崩れ災害

- ・要救助者有無の早期確認
- ・計画的な救助活動
- ・要救助者の危害防止

ウ 浸水災害

- ・適切な水防工法
- ・ボート等の活用

エ 風による災害

- ・出火防止
- ・救助・救急活動

オ 高潮災害

- ・潮位の観測及び異状の発見
- ・警戒活動

### 第3節 行方不明者の捜索

大規模な災害が発生した場合、多数の行方不明者が発生する可能性があることから、関係機関等との連携を図り、遅滞なく行方不明者の捜索を実施するものとする。

詳細は、各論 I 第4部第3章第4節を準用する。

### 第4節 通行禁止区域における措置命令等

消防職員は、災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会により指定された通行禁止区域において、車両その他の物件が消防用緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときで、かつ、警察官がその場にいない場合、同法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命ずることができる。

この場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないため、当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

同法第76条の3第4項に規定する措置命令等をとったときは、同法第76条の3第6項に基づき、直ちに、その旨を、当該措置命令等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

## 第5節 消防応援要請

災害が発生し、本市の消防力のみでは対処することが困難である場合は、他都市消防機関に応援要請を行うものとする。

詳細は、各論 I 第4部第3章第6節を準用する。

## 第4章 医療救護活動

大規模災害時には、通常の医療能力を大幅に超えた負傷者の発生と、医療機能の著しい低下が予想され、広域的医療及び支援対策体制が必要である。

そのため本章では、神奈川県保健医療救護計画を踏まえ、医療救護活動体制、情報の収集・提供、応急救護所の開設、傷病者の搬送体制等について定める。

### 第1節 医療救護活動体制の確立

災害時に医療救護を必要とする負傷者（想定）に対して、緊急性に即応した具体的な対応を実現するには、情報の収集、分析、医療救護活動を実践するための体制の整備等が大変重要となる。そのため、市と医師会との連携を強化することが必要であり、医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立する。

詳細は、序論第2部第4章第1節を準用する。

### 第2節 医療情報の収集・提供

災害発生時における市内全域の被災状況、医療機関の被害状況、各医療機関の活動状況等の情報の収集、分析及び提供等を行うとともに、情報通信の確保を図る。

詳細は、序論第2部第4章第3節を準用する。

### 第3節 医薬品等の確保

医療機器、医薬品等については、事前の備蓄と災害発生時における各医療機関の要請に対応した調達及び提供を行う。

詳細は、序論第2部第4章第4節を準用する。

### 第4節 ライフラインの確保

市は、医師会と調整して、医療機関に速やかに水の供給を行うものとする。

関係機関は、医療機関を優先してライフラインの復旧にあたるものとする。

詳細は、序論第2部第4章第5節を準用する。

### 第5節 傷病者の搬送体制

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車やヘリコプター、船舶等を利用した移送手段について、県及び防災関係機関と調整を行う。

また、DMATの要請及び受入れについて、県及び関係機関との調整を行う。

詳細は、序論第2部第4章第6節を準用する。

## 第5章 警備等対策

本章では、風水害発生時に、県警察及び湘南海上保安署が行う避難誘導、救出救助活動、犯罪防止、交通規制等を実施するために必要な事項を定める。

### 第1節 陸上警備救助活動

#### 1 警備対策

県警察は、風水害発生に際しては、早期に警備体制を確立し、組織の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防・検挙その他公共の安全と秩序の維持に当たり、被災地における市民生活の安全安心の確保に万全を期することとする。

詳細は、各論 I 第4部第5章第1節を準用する。

#### 2 交通対策

県警察は、風水害等が発生した場合、人命の救助、災害の拡大防止等の災害応急対策等に従事する緊急通行車両の円滑な通行と地域住民等の速やかな避難の実施を図るため、関係機関の協力を得ながら緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

詳細は、各論 I 第4部第5章第1節を準用する。

### 第2節 海上警備救助活動

海上においては湘南海上保安署が、災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたる。

詳細は、各論 I 第4部第5章第2節を準用する。

## 第6章 避難対策

本章では、風水害による人的災害を未然に防止するために、災害の発生が予測される地域の住民に迅速かつ的確な避難行動を実施するために必要な事項について定める。

### 第1節 避難情報

#### 1 避難情報について

同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した令和元年台風第19号では、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生するなど、避難勧告と避難指示の違いが住民に十分理解されていない等の課題が顕在化した。この課題を踏まえ、内閣府は、令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」を改定し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、身の安全を可能な限り確保するため、相対的に安全である場所へ直ちに移動することを促せるなど、避難情報の改善が行われた。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」とその「行動を促す情報」(避難情報等)とを関連付けるものである。

表 4-7 警戒レベルと立退き避難等が必要な居住者等に求める行動

警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動	警戒レベル相当情報
【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性) において、大雨に 関して5日先まで の期間に[高]又は [中]が予想されて いる場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)

【警戒レベル3】 高齢者等避難 (藤沢市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※4は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・大雨警報(土砂災害)</li> <li>・洪水キキクル(警戒・赤)</li> <li>・土砂キキクル(警戒・赤)</li> <li>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (藤沢市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・洪水キキクル(危険・紫)</li> <li>・土砂キキクル(危険・紫)</li> <li>・高潮特別警報</li> <li>・高潮警報</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (藤沢市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。※5ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・大雨特別警報(浸水害)</li> <li>・大雨特別警報(土砂災害)※6</li> <li>・高潮氾濫発生情報</li> </ul>

※1 高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。

※2 洪水警報の危険度分布

※3 大雨警報(土砂災害)の危険度分布

※4 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※5 その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等

※6 大雨特別警報(土砂災害)が発表された際には、「土砂キキクル(災害切迫・黒)」を警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。

## 2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について

高齢者等避難は、市長が、住民等に対し、予想される災害の事態に対してとるべき避難のための立退きの準備等について、必要な通知をするものである(災害対策基本法第56条第1項)。これに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとされている(災害対策基本法第56条第2項)。また、風水害による被害のおそれが高い区域の住民等の自主的な避難を促進する必要がある。

人的被害の発生する可能性が高まった状況であることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の考え方を総合的に判断して発令するものとする。特に、避難が夜間に及ぶおそれのある場合は、日没前に避難が完了するよう高齢者等避難を活用し、着実

な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努める。

避難指示は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる正されている。（災害対策基本法第60条第1項）

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる（災害対策基本法第60条第3項）。

災害の発生により、市長がその全部、又は大部分の事務を行うことができないときは、県知事が、避難のための立退きの勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する措置の全部、又は一部を市長に代わって実施しなければならない（災害対策基本法第60条第6項）。

市長は、避難の勧告・指示の判断に際し、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に助言を求めることができる。

これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、専門的知見や広範な情報を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求める。

令和2年から令和5年にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。自宅等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の場所にある場合などは、在宅避難を基本とした避難行動を広報する。

#### （1）河川氾濫

##### ア 対象河川

###### （ア）県管理河川

境川、柏尾川、引地川、蓼川、小出川、目久尻川

###### （イ）市管理河川

小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川

##### イ 避難すべき区域

洪水浸水想定区域図により、浸水が想定されている範囲内及び家屋倒壊等氾濫想定区域、ただし、洪水浸水想定区域を超えて洪水による浸水が発生した場合やその他の河川で洪水による浸水が発生した場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

※ 藤沢市土砂災害・洪水ハザードマップを参照

##### ウ 発令基準

指定避難所の開設及び避難指示等の発令は、下記4-8「河川氾濫における避難指示等の発令基準基準」を参考に、気象庁が発表する気象予報や巡回活動における報告、さらに想定外

の事態にも対応できるよう、隣接する市町の発令状況や浸水想定区域の住居等の状況を勘案し、総合的に判断して実施する。

なお、水位を観測していない河川においては、接続する水位周知河川に合わせて発令することを基本とするが、接続する水位周知河川が発令基準に達していないなくても、堤防に浸水や浸食等が発見された場合は、水位を観測していない河川の避難すべき区域へ避難発令する。

## エ 解除の考え方

避難指示等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

表 4-8 河川氾濫における避難指示等の発令基準

種 別	概 要
【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令基準	<p>1 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合</p> <p>2 水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>(2)洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指標の予測値が洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>(3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>

【警戒レベル4】 避難指示 発令基準	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合
	2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (2)洪水キックルの危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指標の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
	3 異常な漏水・浸食等が発見された場合
	4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
	1 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 決壊や越流・溢水が発生した場合 3 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(水位観測していない河川に対する発令基準)

表 4-9 河川の基準水位と避難指示等の発令基準の関係

種別	水位	観測箇所						
		境川			柏尾川	引地川		
		境川橋	大清水橋	高鎌橋	神鋼橋	太平橋	石川橋	大山橋
一	水防団待機水位	4.00m	3.90m	2.50m	2.60m	2.40m	2.30m	1.70m
一	氾濫注意水位	4.50m	4.50m	3.00m	3.60m	3.40m	3.60m	2.00m
高齢者等避難	避難判断水位	5.20m	4.50m	3.20m	4.90m	4.25m	3.60m	2.00m
避難指示	氾濫危険水位	5.65m	4.95m	4.00m	5.60m	4.75m	3.95m	2.25m

種別	水位	観測所名				
		蓼川		小出川	目久尻川	
		上土棚新橋	一ツ橋	吉野橋	戸中橋	
一	水防団待機水位	1.20m	2.40m	1.30m	3.10m	

一	氾濫注意水位	1.80m	2.90m	2.00m	3.70m
高齢者等避難	避難判断水位	1.80m	2.90m	3.20m	3.80m
避難指示	氾濫危険水位	2.30m	3.00m	3.60m	4.10m

## (2) 土砂災害

### ア 避難すべき区域

土砂災害警戒区域ごとに、必要に応じて、避難すべき区域を判断するものとする。

### イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする

### ウ 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、国土交通省（関東地方整備局河川部河川計画課）及び神奈川県（県土整備局砂防海岸課）に助言を求める検討すること。

表 4-10 土砂災害における避難指示等の発令基準

種 別	概 要
【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令基準	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルの危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
【警戒レベル4】 避難指示 発令基準	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂キキクルの危険度分布で「危険(紫)」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 2 土砂災害が発生した場合

表 4-11 土砂災害に関するメッシュ情報と避難指示等の発令基準の関係

種 別	土砂災害発生の危険度の高まり
高齢者等避難	土砂キキクルの危険度分布が「警戒（赤）」となった場合
避難指示	土砂キキクルの危険度分布で「危険（紫）」又は「災害切迫（黒）」となった場合

### （3）内水氾濫

#### ア 避難すべき区域

内水氾濫に係る浸水想定区域のうち、浸水深が 50 cm 以上と予想されている範囲内とする。ただし、浸水想定区域を超えて浸水が発生した場合やその他の地域で浸水が発生した場合は、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

#### イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする

表 4-12 内水氾濫における避難指示等の発令基準

種 別	概 要
【警戒レベル3】 高齢者等避難発令基準	大雨警報が発表され、かつ、1時間雨量 50mm 以上の降雨が観測された場合
【警戒レベル4】 避難指示発令基準	1 1 時間雨量が 50mm を超え、かつ、2 時間降雨予測が 100mm を超える場合 2 潮位、河川水位や気象状況により 50 cm 以上の浸水が発生することが見込まれる場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保発令基準	家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合

### （4）高潮災害

#### ア 避難すべき区域

高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域。

#### イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする

表 4-13 高潮災害における避難指示等の発令基準

種 別	概 要
【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令基準	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合

	3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示 発令基準	1 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保 発令基準	1 海岸堤防等が倒壊した場合 2 異常な越波・越流が発生した場合 3 高潮氾濫発生情報が発表された場合

### 3 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、各論 I 第4部第6章第1節2を準用する。

### 4 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達については、各論 I 第4部第6章第1節3を準用する。

### 5 避難誘導

避難誘導については、各論 I 第4部第6章第1節4を準用する。

### 6 報告等

報告等については、各論 I 第4部第6章第1節5を準用する。

## 第2節 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖

### 1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖

#### （1）指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営

地区防災拠点本部は、避難情報発令前であっても、早期避難に備えるものとする。また、高齢者等避難の発令に伴い、あらかじめ指定した指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を速やかに開設する。

指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が、災害が発生、又は発生のおそれがあるとき開設する。損壊によって住宅を失った市民が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。この場合、初期においては、施設管理者、地区防災拠点本部応援職員、自主防災組織等が中心となり運営す

るものとする。

また、男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮し、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保するため、避難者の個人情報は厳重に管理し、特にDVやストーカー被害の観点からも慎重に取り扱うものとする。さらに、大人と子どものニーズの違いや子育て家庭に対して十分に配慮する。要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）など、特に支援が必要となる方へ配慮するとともに、要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。

避難者の過密抑制など感染症対策として間仕切りの設置や検温等に努めるとともに、必要に応じてホテルや旅館等の活用を検討する。

#### （2）指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の閉鎖

本部長又は地区防災拠点本部長は、避難の必要がないと判断したときは、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を閉鎖する。

#### （3）指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・閉鎖の通報

指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を開設又は閉鎖したときは、県知事及び警察署長等に通報する。

## 2 避難人員等の掌握

避難人員等の掌握については、各論Ⅰ第4部第6章第2節を準用する。

### 第3節 他市町村への避難

避難者が増加し、市内の避難空間では収容しきれない場合、「災害時相互応援協定締結市」「近隣市町」等へ避難者の受入れを要請するほか、県知事を通して県内の市町村に受入れを要請する。

受入れ可能な市町村ごとに、避難者の輸送手段、対象者について検討し、避難計画を作成する。

他市町村への避難輸送が決定し、又は、完了した場合、本部長は県知事に報告する。

### 第4節 風水害対策の避難計画

風水害等の発生により、避難が必要な状況が発生した場合の避難計画を次に示す。また避難計画のフローを図4-3に示す。

#### ① 避難指示又は自主避難

風水害による崖崩れ、高潮等の危険が発生したため、市民自らの判断で避難が必要な状況が発生したときや避難指示・準備情報が発令されたときは、避難行動を開始する。

#### ② 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）への避難

風水害により家屋の浸水、崖崩れの危険性があり、緊急的にかつ一時的に身を守るため避難する施設を市が指定する。損壊によって住宅を失った市民(二次災害の危険のある市民を含む。)が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。

③ 福祉避難所（一次）への避難及び福祉避難所（二次）への移送

指定避難所での生活が困難な方（高齢者や身体障がい者等）は、福祉避難所（一次）に避難する。また、状況に応じて、受入可能な協定を締結している福祉施設等（福祉避難所（二次））へ移送される。

④ 避難者の帰宅

避難した市民は、崖崩れ、浸水等の危険が去り、自宅の被害を免れ、又は被害が軽微な場合、それぞれの自宅に帰宅する。

⑤ 応急仮設住宅への移行

指定避難所開設の後、応急仮設住宅等が確保され次第、被災者は応急仮設住宅での生活に移行する。

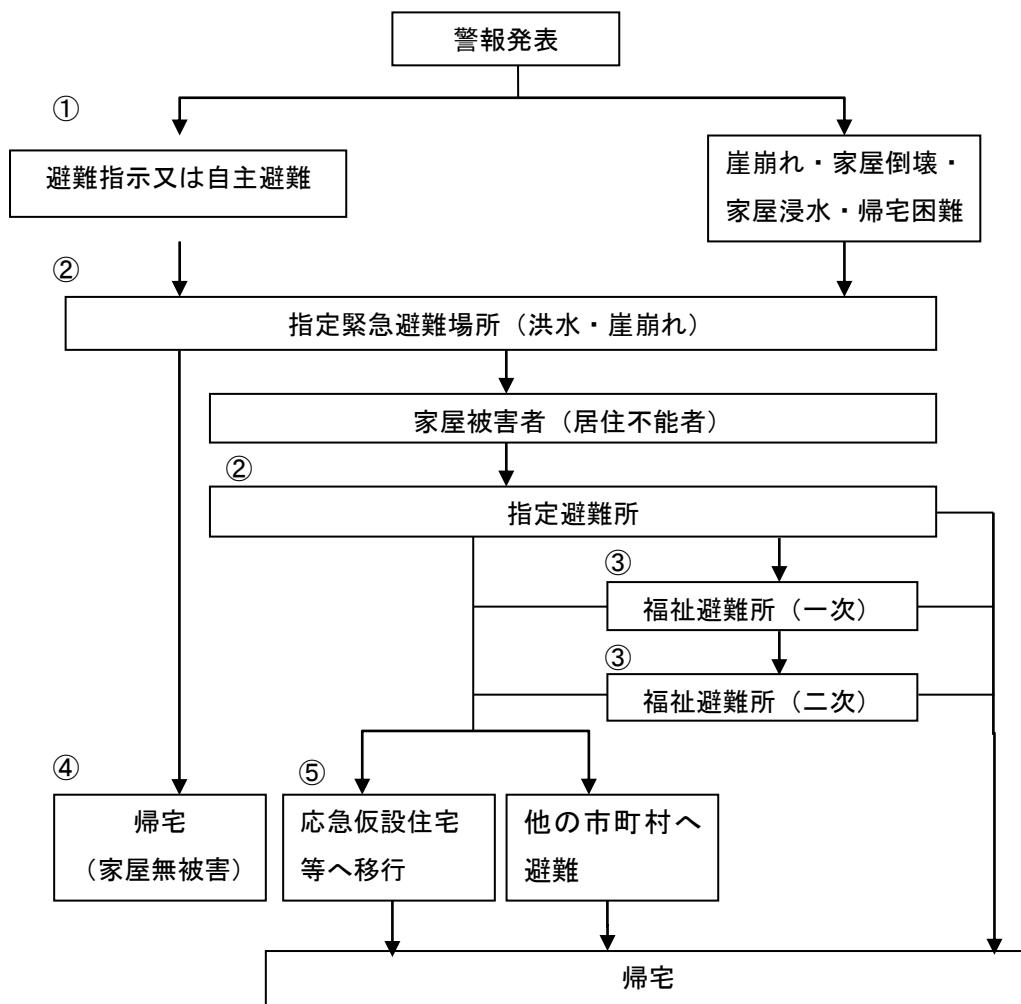


図 4-3 避難フロー

## 第5節 帰宅困難者対策

風水害等により、交通機関が運行停止するなどにより、多くの滞留者が発生した場合は、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会が作成した帰宅困難者対策マニュアルに基づき、関係機関が連携し、それぞれの役割による応急活動を実施する。また、中間駅における帰宅困難者の対応を図る場合など、帰宅困難者対策マニュアルがない場合は、他で作成している帰宅困難者対策マニュアルを踏まえた応急活動を実施する。

### 1 市の対応

- ア 市は、情報の不足による不安や混乱状態の発生を防止するため、主要駅周辺の帰宅困難者等対策協議会の参加機関等との連携を密にし、帰宅困難者に対して一時滞在施設の状況、公共交通機関の運行、復旧状況等の情報を可能な限り周知する。
- イ 帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意する。
- ウ 市は、帰宅困難者が発生した場合、一時滞在施設等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行う。  
また、徒步帰宅が困難な高齢者等の避難施設の確保や輸送対策等に努める。

### 2 企業・事業所等の対応

- ア 企業・事業所は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどめるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。
- イ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて、駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて地域の避難施設等を案内するものとする。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

## 第6節 応急仮設住宅

災害により、住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅により一時的に居住の安定を図る。

実施機関、応急仮設住宅の供給の進め方、公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の空き室の活用等についての詳細は、各論 I 第4部第13章第2節を準用する。

## 第7節 住宅の応急修理・障害物の除去

災害救助法が適用されたときは、市は県と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理・障害物の除去ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理・障害物の除去を行う。

実施機関、応急修理・障害物の除去の進め方についての詳細は、各論 I 第4部第13章第3節を

準用する。

## 第8節 ペット対策

水害時のペット同行避難については、受け入れが可能な指定緊急避難場所が限られていることから受け入れ可能な施設を事前に周知するとともに、市内全域からのペット同行避難を受け入れ可能な指定緊急避難場所として秋葉台文化体育館を指定している。

詳細は、各論I第4部第6章第5節を準用する。

## 第9節 車両による避難

市は、車両による避難および車両の避難先として秋葉台文化体育館を開設する。冠水のおそれがない道路を選定し避難することや、風雨が強くなる前の避難を呼びかけるなどの避難時の注意事項やエコノミー症候群や一酸化炭素中毒への注意事項などの避難後の注意事項を周知する。

## 第10節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保

男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保については、各論I第4部第6章第6節を準用する。

## 第7章 要配慮者支援対策

本章では、災害時における要配慮者の救助、避難生活支援を実施するために必要な事項を定め、対策の万全を図る。

### 第1節 災害発生時の支援体制

#### 1 要配慮者の安全確保及び安否確認

市は、多様な手段を用いて、要配慮者施設への洪水予報や避難指示等の情報伝達に努める。

市は、福祉施設、民生委員児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の安全確保、所在・安否確認、指定避難所への誘導等、必要な支援を行う。

保育施設、学校施設等においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、保護者引渡し状況を確認する。

地区防災拠点本部は、要配慮者の安否確認情報を集約する。

また、指定避難所が開設された場合においては、地区防災拠点本部の相談窓口を基点に、地区防災拠点本部応援職員、民生委員児童委員、自主防災組織等の協力を得て要配慮者の健康、福祉ニーズ等の情報収集にあたる。なお、高齢者や障がい者等にあっては、身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次及び二次）等への移送の必要性について考慮する必要がある。また、福祉避難所（一次）の運営にあたっては、災害時福祉ボランティア等の協力のもと、要配慮者への支援を行うものとする。

必要に応じて、市と避難所として使用する協定を締結した民間宿泊所の活用を図る。

#### 2 対象別要配慮者支援

要配慮者のニーズに応じて、医療機関、福祉施設、民生委員児童委員、ボランティア、自主防災組織等と連携し、的確な支援を行う。

詳細は、各論Ⅰ第4部第8章第1節を準用する。

## 第8章 被災者救援対策

---

本章では、風水害等によって被災した市民に対する、飲料水、食料、衣服等生活物資の供給等、被災者を救援するために必要な事項について定める。

### 第1節 応急給水

応急給水の対応の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第9章第1節を準用する。

### 第2節 食料供給

食料供給の対応の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第9章第2節を準用する。

### 第3節 生活物資供給

生活物資供給の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第9章第3節を準用する。

### 第4節 救援物資の受入れ・配分

救援物資の受入れ・配分の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第9章第4節を準用する。

## 第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

被災者の健康保持のため、市は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第1節 保健衛生対策

保健衛生活動の必要性が生じた場合は、各論 I 第4部第10章第1節を準用する。

### 第2節 防疫活動

防疫活動の必要性が生じた場合は、各論 I 第4部第10章第2節を準用する。

### 第3節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬

災害による死亡者の処置、埋・火葬を実施するために必要な事項を定める。

詳細は、各論 I 第4部第10章第3節を準用する。

## 第10章 文教対策

本章では、災害時における児童生徒等の安全確保に関する応急措置、文教施設の保全、教育施設及び児童生徒等の被災によって通常教育が困難な場合の文教施設の応急復旧及び早急な学校教育の再開に必要な事項について定める。

### 第1節 学校の応急措置

災害発生時における教育機関が行うべき応急措置は、次のとおりとする。

#### 1 教育委員会

各論Ⅰ第4部第11章第1節1を準用する。

#### 2 学校

##### (1) 勤務時間内に災害が発生した場合の応急措置

学校防災対策本部を設置し、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 使用中の火気、薬品類の始末等出火防止
- イ 児童生徒の掌握及び安全確保のための指示と誘導
- ウ 学校での待機や集団下校、保護者への引渡し等、状況に応じた適切な児童生徒の保護
- エ 負傷者が発生した場合の応急手当
- オ 学校施設の被害状況、周辺の災害状況等の把握
- カ 教育委員会の指示又は校長の判断で、避難場所への誘導、帰宅等の措置
- キ 被害状況等の教育委員会への報告
- ク その他、「学校防災計画」に基づく応急措置

##### (2) 勤務時間外に災害が発生した場合の応急措置

あらかじめ定められた職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、学校に参集して校長を本部長とする学校防災対策本部を設置し、各論Ⅰ第4部第11章第1節2に掲げる応急措置を実施する。

##### (3) 指定避難所運営の支援

各論Ⅰ第4部第11章第1節2を準用する。

#### 3 給食施設

各論Ⅰ第4部第11章第1節3を準用する。

## 第2節 学校教育の再開

教育施設、児童生徒等の被災又は学校を避難施設として使用していることにより、通常教育が困難に陥ったときは、次により学校の早期かつ円滑な再開に努める。

詳細は、各論Ⅰ第4部第11章第2節を準用する。

## 第3節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置

災害発生時における社会教育施設の施設管理者が行うべき応急措置の詳細は、各論Ⅰ第4部第11章第3節を準用する。

## 第11章 緊急輸送対策

---

本章では、災害発生時における緊急物資、応急対策関係者等の輸送手段及び輸送のための道路の確保等緊急輸送対策に必要な事項について定める。

### 第1節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策

緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第12章第1節を準用する。

### 第2節 輸送拠点の確保

輸送拠点の確保の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第12章第2節を準用する。

### 第3節 輸送手段の確保

輸送手段の確保の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第12章第3節を準用する。

### 第4節 障害物の除去

障害物除去の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第12章第4節を準用する。

## 第12章 ライフラインの応急対策

本章では、風水害等によって電気、ガス、上下水道及び交通のライフラインが被災し、都市機能が麻痺状態に陥ったとき、これらを所管する関係機関がそれぞれの応急復旧体制を確立するとともに、市災害対策本部と連携し、応急復旧活動を迅速に実施するために必要な事項について定める。

### 第1節 情報交換・連携体制

情報交換・連携体制の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第14章第1節を準用する。

### 第2節 下水道施設

下水道施設に関する対応の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第14章第2節を準用する。

### 第3節 上水道施設

県営水道は、発生初動時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、水道施設の迅速な復旧に努める。

詳細は、各論Ⅰ第4部第14章第3節を準用する。

### 第4節 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、災害により、電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

詳細は、各論Ⅰ第4部第14章第4節を準用する。

### 第5節 ガス施設

#### 1 東京ガスネットワーク（株）

東京ガスネットワーク（株）については、各論Ⅰ第4部第14章第5節を準用する。

#### 2 （公社）神奈川県LPガス協会

風水害等災害時において、神奈川県LPガス協会湘南支部藤沢部会にあっては、LPガス供給施設の保安体制等について適切な措置をとるとともに、早期燃料供給の確保について努めるものとする。

##### （1）被害状況調査

災害発生時において、LPガス供給施設の被害状況の調査及び緊急措置について二次災害

防止に留意し実施する。

(2) 災害対策要員の参集

災害対策要員は、部会長からの連絡により、自宅周辺の被害状況等の情報収集を行う。

収集した情報にあっては、協会の災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部へ、その他にあっては部会長に報告する。

(3) 緊急措置

緊急措置（初期点検）は、LPガス容器等の確認作業（元バルブの閉栓、転倒容器の復旧、安全な場所への容器の移動等）を実施する。

(4) 応急供給

応急供給は、市災害対策本部等と協議して、直接指定避難所又は供給施設に充填所等にあるLPガスを可能な運搬手段を用いて行う。

(5) 容器の撤去と回収

要請者である市災害対策本部等が応急供給の必要がないと判断するに至ったときに、応急供給は終了とする。

(6) その他

災害の規模により、藤沢部会のみでは対応できないと判断したときは、神奈川県LPガス協会で定める地震災害対策規定を適用し、広域的応急対策を実施する。

## 第6節 電気通信施設

(1) 情報連絡室の設置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。

(2) 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合又は、行政機関に災害対策本部等が設置された場合は、NTT東日本に災害対策本部を設置する。

(3) 応急復旧対策

ア 電気通信サービスの確保

各種大規模災害発生時におけるNTT東日本の業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通信を確保することを基本として、地震防災応急対策業務を実施する。

イ ダイヤル通話

大規模災害が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。

- ・防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で、そ通を確保する。
- ・街頭公衆電話及び指定避難所等に設置する特設公衆電話からの通話は、そ通を確保する。
- ・一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。
- ・輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」の提供を開始する。提供条件等は、テレビ、ラジオにて周知する。

ウ 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害に応じ、適切な措置をもって復旧に努める。

エ 復旧順位

電気通信設備及び回線の復旧順位については、各論Ⅰ第4部第14章第6節を準用する。

## 第13章 災害廃棄物等処理対策

本章では、災害時に発生する、がれきなどの災害廃棄物等（災害廃棄物、ごみ及びし尿）の処理について定める、藤沢市災害廃棄物処理計画に基づき、記載する。

### 第1節 災害廃棄物の処理に関する基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針については、各論 I 第4部第15章第1節を準用する。

### 第2節 災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）

災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）については、各論 I 第4部第15章第2節を準用する。

### 第3節 し尿の処理

市は、避難状況や上下水道の被災状況を確認し、災害発生時に被災者の生活に支障が生じることのないよう、避難場所の仮設トイレの設置ができる限り早期に完了し、し尿の汲み取り等処理を速やかに行う。

また、下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を可能な限り速やかに進め、避難場所の衛生向上を図る。

詳細は、各論 I 第4部第15章第3節を準用する。

### 第4節 生活ごみの処理

市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみについて、可能な限り速やかに収集、処理を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

詳細は、各論 I 第4部第15章第4節を準用する。

### 第5節 がれきの処理

がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）は、災害発生後から長期にわたり膨大な量が排出されることが予想される。

詳細は、各論 I 第4部第15章第5節を準用する。

## 第14章 広域応援体制

### 第1節 広域応援要請

#### 1 他の地方行政機関等への応援要請

他の地方行政機関等への応援要請の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第16章第1節1を準用する。

#### 2 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第16章第1節2を準用する。

#### 3 緊急消防援助隊の派遣要請

緊急消防援助隊の派遣要請の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第16章第1節3を準用する。

### 第2節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、各論Ⅰ第4部第16章第2節を準用する。

## 第15章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動

---

大災害時には、被災者への衣食住等生活環境の整備、要配慮者への対応等、多様で膨大な支援が必要となる。このため、本市では、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、行政と連携し多様なニーズに対応するものとする。

詳細は、各論Ⅰ第4部第17章を準用する。

## 第16章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等

---

市は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

詳細は、各論 I 第4部第18章を準用する。

## 第17章 災害救助法

---

災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

市長は、市域に大規模な災害が発生し、本市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当したとき又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告するとともに、この法律による救助を要請する。

詳細は、各論Ⅰ第4部第19章を準用する。

## 第18章 二次災害の防止活動

風水害等による地盤の緩みや施設の損壊等による崖崩れ、危険性物質（危険物、高圧ガス、毒物劇物で、火災、爆発又は人体への影響を及ぼす物質）の流失、大規模かつ広範囲に被災した宅地における二次災害を防止するため、次の施策を講じるものとする。

### 第1節 崖崩れ等による二次災害対策

市は、降雨等による崖崩れ、家屋の流出等による二次災害を防止するため点検を行い、応急対策を実施する。

また、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

土砂災害警戒区域等については、次の体制を確立し警戒にあたる。

#### 1 危険箇所等の調査

砂防ボランティアの協力を得ながら土砂災害警戒区域等の崖崩れ危険箇所を調査し、二次災害発生危険箇所のリストアップを行うとともに、次のことを検討する。

- ア 危険度の高い箇所の応急措置、応急復旧工法(技術的に可能な応急措置・応急復旧については早急に実施)
- イ 警戒基準雨量
- ウ 警戒区域の設定とその区域内の居住者数調査
- エ 指定避難所等、避難道路の選定
- オ 住民に対する緊急情報の伝達要領

#### 2 危険箇所等の警戒

土砂災害の危険が高まった場合には、警戒監視体制を強化する。

- ア パトロール隊の編成
- イ 雨量情報など、二次災害誘発情報の収集体制
- ウ 緊急情報伝達体制
- エ 避難誘導班の編成

#### 3 住民に対する広報

土砂災害の危険が高まった場合には、住民等に対し、次の項目について広報する。

- ア 危険区域等、具体的状況

- イ 避難を要するときの緊急情報伝達方法
- ウ 避難時の注意事項
- エ 避難場所
- オ その他、二次災害防止のための具体的方法等

#### 4 避難誘導

緊急を要するときは、直ちに各論Ⅱ第4部第6章に基づく避難指示等必要な措置をとる。

### 第2節 爆発等及び有害物質による二次災害対策

爆発物及び有害物質による二次災害対策の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第20章第2節を準用する。

### 第3節 被災宅地危険度判定

#### 1 危険度判定実施本部の設置

風水害等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地において生ずる二次災害を軽減又は防止し、市民の安全を図るとともに被災宅地の円滑な復旧に資するため、市災害対策本部内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、他市から応援派遣される職員等の協力を得て判定作業を実施する。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地の危険度判定の実施については、各論Ⅰ第4部第13章第1節を準用する。

## 第19章 水防対策

市は、神奈川県水防計画を踏まえ、県その他の防災関係機関と連携し、河川及び海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

### 第1節 水防責任

#### 1 市の責任

市は、水防管理団体として、市内の水防が十分に行われるよう、水防組織の確立、消防団の整備、水防倉庫、資機材の整備、連絡通信系統の確立を図るとともに、平常時における河川、海岸等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任を有する。

#### 2 県の責任

県は、水防事務の調整及び円滑な実施を図るとともに、洪水予報の通知、水防警報の発令、水位情報の周知、洪水予報河川及び水位周知河川における洪水浸水想定区域図の策定、水防に必要な勧告及び助言、水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資機材の整備確保を実施する責任を有する。

### 第2節 監視警戒及び重要水防区域

#### (1) 常時監視

関係各部及び消防局は、市内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に対し、必要な措置を行うよう求めるものとする。

#### (2) 非常警戒

気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずるものとする。

#### (3) 河川の重要水防区域及び箇所

神奈川県水防計画において、県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区間及び箇所が重要水防区域として定められている。

市内では、重要水防区域として、境川で5箇所、引地川で総延長1,830m、蓼川で延長200m、小出川で総延長6,840m・10箇所（茅ヶ崎市又は寒川町の区域を一部に含む。）、目久尻川で総延長843mが指定されている。

#### (4) 海岸の重要水防区域及び箇所

神奈川県水防計画において、県内の海岸のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区間及び箇所が重要水防区域として定められている。

市内では、重要水防区域として、藤沢海岸（鵠沼海岸）で延長200mが指定されている。

### 第3節 取水堰、防潮門扉等

#### (1) 取水堰等

市は、農業用取水堰、水門及び樋門を把握し、その管理者が適切な操作を行うことができるよう、水災を防止するための措置を講じておくものとする。

市内では、取水堰等が、境川に3箇所、引地川に3箇所、目久尻川に4箇所、小出川に1箇所ある。

#### (2) 防潮門扉等

河口部・海岸部の水門、防潮門扉等の管理者は、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作させないなど、操作員の安全確保を最優先にするものとする。

市内では、防潮門扉等が、境川に5箇所、藤沢海岸及び湘南港海岸に各1箇所ある。

### 第4節 水防活動用の警報・注意報及び波浪警報の種類

水防活動用の注意報・警報と対応する一般の利用の注意報・警報・特別警報の種類は、次のとおりである。

表 4-15 水防活動用の警報・注意報及び波浪警報の種類

水防活動の利用に適合する警報及び注意報	一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
	波浪特別警報
	波浪警報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報(大津波警報)
	津波警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

## 第5節 水位周知河川等

### 1 水位周知河川

水防法第13条の規定により、県知事が水位情報の通知及び周知を行う市内の河川（水位観測所）は、境川（境川橋、大清水橋及び高鎌橋）、柏尾川（神鋼橋）及び引地川（太平橋及び石川橋）である。

### 2 水防警報をする河川

水防法第16条第1項の規定により、県知事が水防警報をする市内の河川、海岸及び港湾区域は、境川、柏尾川、引地川、蓼川、小出川及び目久尻川、藤沢海岸並びに湘南港である。

## 第20章 風害対策

### 第1節 災害時情報の収集・伝達

#### 1 情報の収集・連絡

##### (1) 被害規模の早期把握のための活動

市及び防災関係機関は、災害発生直後において、概略的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

##### (2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

##### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

#### 2 通信の確保

序論第2部第2章第1節に基づき、通信手段を確保する。

### 第2節 活動体制の確立

#### 1 活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

また、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

#### 2 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、各論I第4部第16章に基づき、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

### 第3節 応急活動の実施

#### 1 広報の実施

市民への広報は、各論Ⅰ第4部第2章第3節に基づき実施する。

台風等による強風や突風等が予想されるときは、市民に対して、事前に、次の対策の実施を呼びかける。

- ア 看板、アンテナ等の固定・補強
- イ 瓦、窓、扉、塀等の点検・補修
- ウ 飛散、落下するおそれのあるものの固定・補修・除去
- エ 樹木の剪定・支柱の補強
- オ 気象情報への注意
- カ 外出する場合の注意
- キ 電線の断線等への注意
- ク 火災予防
- ケ 車両運行上の注意

#### 2 市管理施設の安全確認の実施

市は、台風等による強風や突風等が予想されるときは、市の安全確認の徹底を図る。

- ア 工事現場の安全確認
- イ 市が管理する建築物において、飛散、落下するおそれのあるものの安全確認
- ウ 街路樹の安全確認
- エ 火災予防 の徹底
- オ 車両運行上の安全確認

#### 3 救助・救急活動

##### (1) 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

##### (2) 市の役割

本市が被災した場合、市域における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じて県又は他の市町村に応援を要請する。

また、本市以外で被害が発生した場合は、被災市町村から要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

### (3) 資機材等の調達

救助・救急活動の実施にあたり、必要な資機材を調達する。

## 4 医療救護

多数の負傷者が発生した場合、藤沢市医師会に医療班を組織し、現地に派遣の依頼をするとともに、応急処置を施した後、適切な医療機関へ収容する。

また、必要に応じ救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置又は手配を行うほか、医療救護対応の細部については、序論第2部第4章を準用し、対応を図る。

## 5 避難対策

避難対策については、各論Ⅱ第4部第6章に基づき実施するものとする。

避難指示、警戒区域の設定が必要と認めるときは、同章第1節に基づき実施する。

避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

## 6 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行う。

企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどまるよう努める。

鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて地域の指定避難所を案内するものとする。

## 7 遺体の処置等

多数の死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処置活動等については、各論Ⅰ第4部第10章第3節に基づき実施する。

## 8 緊急輸送

### (1) 交通規制

県警察により交通規制が実施された場合、市は交通情報の広報に協力する。

### (2) 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、県災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努める。

路上の障害物の除去の実施について、道路管理者、県警察、市消防機関及び自衛隊等は、

状況に応じて協力して必要な措置をとる。

(3) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省関東運輸局に報告するとともに、応急復旧等を行う。

(4) 輸送手段の確保

第4部第11章第3節に基づき、対応を図る。

## 9 がれきや倒木等の処理

---

強風等による損壊建物や倒木等の処理については、各論Ⅰ第4部第15章第5節に基づき実施する。

## 10 被災者への情報伝達活動

---

市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、観光客、外国人等に配慮した伝達を行う。

情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、あらゆる手段を用いて、的確に提供するよう努める。

## 第21章 雪害対策

### 第1節 災害時情報の収集・伝達

#### 1 情報の収集・連絡

##### (1) 被害規模の早期把握のための活動

市及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

##### (2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

##### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

#### 2 通信の確保

通信の確保は、序論第2部第2章第1節を準用する。

### 第2節 活動体制の確立

#### 1 活動体制

市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

また、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

#### 2 広域応援体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、各論Ⅰ第4部第16章を準用し、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

### 第3節 応急活動の実施

#### 1 除雪の実施

市関係各部は、道路交通を確保するため、神奈川県及び神奈川県藤沢土木事務所と緊密に連携をとり、主要道路等を中心に、早い時期に除雪活動、凍結防止活動を実施するものとする。

また、現場活動においては、市関係各部、神奈川県藤沢土木事務所、所轄警察署が相互に連絡をとり、効果的に実施するものとする。

なお、除雪及び凍結対策の具体的な活動については藤沢市道路除雪マニュアルにより実施する。

#### 2 ライフラインの応急対策

雪害によって、電気等のライフラインが被災し、機能が麻痺状態に陥ったとき、これらを所管する関係機関がそれぞれの応急復旧体制を確立するとともに、市災害対策本部と連携し、応急復旧活動を迅速に実施する。

#### 3 救助・救急活動

##### (1) 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

##### (2) 市の役割

本市が被災した場合、市域における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じて県又は他の市町村に応援を要請する。

また、本市以外で被害が発生した場合は、被災市町村から要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

##### (3) 資機材等の調達

救助・救急活動の実施にあたり、必要な資機材を調達する。

#### 4 医療救護

多数の負傷者が発生した場合、藤沢市医師会に医療班を組織し、現地に派遣の依頼をするとともに、応急処置を施した後、適切なる医療機関へ収容する。

また、必要に応じ救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置又は手配を行うほか、医療救護対応の細部については、序論第2部第4章を準用し、対応を図る。

## 5 避難対策

---

避難対策については、各論Ⅱ第4部第6章を準用する。

避難の勧告・指示、警戒区域の設定が必要と認めるときは、同章第1節を準用する。

避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

## 6 帰宅困難者対策

---

帰宅困難者対策については、各論Ⅱ第4部第20章第3節を準用する。

## 7 緊急輸送

---

### (1) 交通規制

県警察により交通規制が実施された場合、市は交通情報の広報に協力する。

### (2) 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、県災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努める。

路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、県警察、市消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

車両等が緊急通行車両の通行や除雪作業の障害となる場合、道路管理者は、指定道路区間を指定し、車両等の移動措置を命令する。道路管理者による車両等の移動命令については、各論Ⅰ第4部第12章第1節を準用する。

### (3) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省関東運輸局に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行う。

### (4) 輸送手段の確保

輸送手段の確保については、各論Ⅰ第4部第12章第3節を準用する。

## 8 被災者への情報伝達活動

---

被災者への情報伝達活動については、各論Ⅱ第4部第20章第3節を準用する。

## 第22章 火山災害対策

### 第1節 災害時情報の収集・伝達

#### 1 情報の収集・連絡

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概略的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。

##### (1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

##### (2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

#### 2 通信の確保

序論第2部第2章第1節に基づき、通信手段を確保する。

### 第2節 活動体制の確立

#### 1 活動体制

噴火警報等の受信又は災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

また必要により地区防災拠点本部に災害対策現地指揮本部を設置する。

#### 2 広域応援要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、各論Ⅰ第4部第16章に準じて、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。

### 第3節 応急活動の実施

応急活動対策の実施にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再

発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進める。

また、指定避難所の設置等の避難対策、食料、飲料水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、交通確保対策、ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進める。

## 1 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

災害発生時、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるとともに、市及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行うことにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護することができるものである。

### (1) 市民及び自主防災組織等の役割

市民及び自主防災組織、企業の役割については、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めるとともに、自主防災組織と連携を図り、救出・救護を行う。

また、発災後の初期段階では消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力とともに、企業等の自衛防災組織は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行い、可能な限り地域の救助・救急、消火活動に協力する。

### (2) 市の役割

市の救助・救急、消火体制については、第4部の災害時の応急活動対策計画及び消防計画により消防活動を実施する。また、医療救護活動については、序論第2部第4章により実施する。また、災害の規模、被害状況により、消防相互応援協定等に基づき、市町に対して救助・救急、消火活動の応援要請を行うとともに、自衛隊の派遣要請については県知事に要請を行う。自衛隊が派遣された場合、最重要防ぎよ地域等の優先順位を決め、迅速な対応を図る。

## 2 避難対策

---

災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。避難対策は、各論Ⅱ第4部第6章に基づき実施する。

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体、財産を保護するため、特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、避難の指示を行う。

指定避難所の運営管理については、各論Ⅱ第4部第6章第2節に基づき対応を図る。また、避難路の安全確認を行うとともに、最も安全な避難路を選定し避難誘導に努める。

### 3 帰宅困難者対策

---

帰宅困難者が多数発生した場合、被災者への応急対応、市外への移送手段の確保等について、県、自衛隊へ派遣要請を行う。

詳細については、各論Ⅱ第4部第20章第3節6を準用する。

### 4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要がある。そのため必要に応じ、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、あらゆる手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

#### (1) 交通規制

県警察により交通規制が実施された場合、市は交通情報の広報に協力する。

#### (2) 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、県災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して火山灰等の火山碎屑物の除去のほか障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努める。

路上の障害物の除去については、藤沢市建設業協会に応援を要請するとともに、必要に応じて県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を行う。

#### (3) 輸送手段の確保

輸送手段については、各論Ⅰ第4部第12章第3節を準用する。

## 第5部 災害復旧・復興対策計画

---

大規模な災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけではなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続ける。災害後の市民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、市民、地域コミュニティやNPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となる。

そこでこの部は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものである。

復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、被災状況に応じて、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、復興に関する対策については、連携して進める。また、復興対策の実施にあたっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努める。

災害復旧・復興対策計画については、各論Ⅰ第5部を準用する。